

10年間のまちづくり指針

総合計画

5th Tarumizu City Master Plan

計画

第5次垂水市総合計画

平成30(2018)年度 - 平成39(2027)年度

完全版

鹿児島県垂水市
平成30年3月

はじめに

昭和33年10月1日に垂水市が誕生し、本年、市制施行60年となる節目の年を迎えます。

この間、昭和53年に初めて垂水市総合計画が策定され、これまで4回にわたりまちづくりの長期指針として総合計画を策定してきました。これらの計画期間においては、それぞれの時代の潮流にあわせて、ふるさとを愛し、歴史と伝統を大切にしながらまちづくりを進めてきました。

特に、第4次垂水市総合計画では、基本理念の一つに掲げた「市民と協働のまちづくり」に基づき、市内9地区において、それぞれの地域住民が、これからの地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域づくりを進めることができました。

その一方で、本市では、人口減少と少子・高齢化の進行、大規模災害による市民の安全・安心に対する意識の高まり、また、社会保障費の増加に伴う厳しい財政運営など、市政を取り巻く環境は大きく変化してきており、市民の皆様と一丸となって課題解決に取り組んでいく必要があります。

今回策定した第5次垂水市総合計画では、これまでの総合計画の検証や市民の想いを踏まえ、「地域の宝物」、「市民主体」、「次世代人材育成」、「安全・安心」の4つの視点を持って、魅力あるまちづくりに取り組んでいくため、まちの将来像を、「九つの彩り豊かに健やかな人を育むまち 垂水」と定めたところです。

これからの10年間、まちの将来像を実現するために、市民、地域、事業者、行政などが持つ知恵と力を結集し、誰もが住んで良かったと実感できるよう、また、将来を担う子どもたちが垂水市に誇りを持ち続けることができるようなまちを目指して努力してまいります。

最後に、この計画の策定についてご審議いただいた市議会議員や総合開発審議会の皆様をはじめ、市民に参加いただいた公開講座、垂水高校3年生向け公開講座、中学生まちづくりアンケートなどの機会を通じて、貴重なご意見やご提言いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、まちの将来像の実現に向けて一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

垂水市長 尾脇 雅弥



第1部 第5次垂水市総合計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ、基本的な考え方	8
1 計画策定の趣旨	8
2 計画の位置づけ	9
3 計画策定の基本的な考え方	9
第2章 計画の構成及び期間	10
第3章 社会経済環境の変化（時代の潮流）	12
1 人口減少と少子・高齢化の進行	12
2 安全・安心に対する意識の高まり	14
3 深刻化する地球環境問題への対応	14
4 情報通信技術の飛躍的進歩	15
5 訪日外国人旅行者の急激な増加	16
6 多様かつ柔軟な働き方改革の推進	17
7 農林漁業の6次産業化の展開	18
第4章 次代に引き継ぐ「垂水らしさ」次代へつくる「垂水らしさ」	20
1 垂水市の現況	20
2 市民から見た垂水市	40
3 次代に引き継ぐ「垂水らしさ」次代へつくる「垂水らしさ」	48

第2部 基本構想

第1章 将来像	52
第2章 まちづくりの視点	53
第3章 まちづくりの目標	54
1 将来の見通し	54
2 まちづくりの各分野の目標	56
第4章 まちづくりの進め方	58
1 市民と行政の協働によるまちづくり	58
2 健全で安定した行財政運営の推進	58
3 隣接市等との広域連携の推進	58

第3部 前期基本計画

序章 基本計画の策定にあたって	62
1 基本計画の趣旨と計画期間	62
2 成果指標の設定	62
3 重点プロジェクトの設定	62
4 政策体系図	63
5 計画の推進に向けて	64
第1章 分野別計画	66
1 産業振興／地域資源を活かした賑わいのあるまち	66
（1）農林水産業の振興	66
（2）商工業、観光の振興	68
（3）雇用環境の充実	69
2 教育文化／次世代の担い手を育成・支援するまち	70
（4）子育て支援体制、学校教育の充実	70
（5）生涯教育の充実、地域文化の保存・継承・活用	72
3 安全安心・健康福祉／安心していきいきと暮らせるまち	74
（6）保健・医療・介護、障害者（児）福祉の充実	74
（7）防災、防犯、消防力の充実	76
4 生活環境／豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち	78
（8）自然環境の保全、循環型社会の構築	78
（9）住環境（公園、住宅、道路等）、景観の整備	79
第2章 重点プロジェクト	82
1 まち・ひと・しごとの創生	82
2 健康長寿・子育て支援のまちづくり	84
3 シティプロモーションの推進	86
第3章 まちづくりの進め方	88
1 市民と行政の協働によるまちづくり	88
2 健全で安定した行財政運営の推進	90
3 隣接市等との広域連携の推進	92
資料編（審議会・条例・策定経過・答申・策定体制イメージ図）	94

第1部 第5次垂水市総合計画の策定にあたって

計画策定の趣旨や
その位置づけなど
をご紹介します！



Background

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ、基本的な考え

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20（2008）年度を初年度とする**第4次垂水市総合計画（以下「第4次総合計画」という。）**^{補足1}に基づき、まちの将来像である「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」の実現を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

基本理念の一つに掲げた「市民と協働のまちづくり」においては、市内9地区が地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を定め、その特性を活かした地域住民自身の手によるまちづくりが進められており、国からの高い評価も受けています。

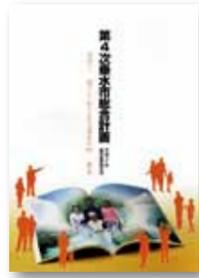
一方、この間、我が国の人口は平成20（2008）年の**1億2,808万人をピーク**^{補足2}に減少局面に入りました。人口減少が引き起こす様々な影響がさらに人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）により、究極的には国としての持続性すら危うくなるとして、この危機的局面に際し、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するため、平成26（2014）年12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定しました。これを受け、地方公共団体においても、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定が進められ、本市においても、平成27（2015）年10月に「垂水市人口ビジョン」、第4次垂水市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトとして「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「垂水市総合戦略等」という。）を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

また、人口減少、少子・高齢化の進行に加え、高度情報化社会の進展、安全・安心に対する意識の高まりなど社会を取り巻く情勢も大きく変化しています。

こうした変化に的確に対応し、市民と市が一体となって、美しい自然や歴史・文化、暮らしや産業、市民ネットワーク等の“垂水らしさ”を活かした魅力あるまちづくりに取り組み、「**九つの彩り豊かに 健やかな人を育む まち 垂水**」^{補足3}という目標を実現していくため、今後10年のまちづくりの指針を示す第5次垂水市総合計画を策定しました。

補足1

第4次垂水市総合計画



■策定年度／平成20年度
 ■将来像／水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水
 ■計画書／計画書は垂水市公式WEBサイトで公表しています。次のQRコードから掲載ページを閲覧いただくことができます。
<http://www.city.tarumizu.lg.jp/seisaku/shise/sesaku/sogokekaku/4sogo.html>



補足2

人口ピーク

「1億2,808万人」は総務省統計局「人口推計」より。ただし、平成17（2005）年、平成22（2010）年国勢調査から推計された補間補正人口。

補足3

将来像

九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水

⇒詳しくは52ページ参照

2 計画の位置づけ

平成23（2011）年8月に地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことにより、**地方自治法第2条第4項が削除**^{補足4}され、総合計画の基本部分である「基本構想」を策定する義務がなくなり、地方自治法上の議決案件ではなくなりました。

しかしながら、本市では、変化の激しい昨今において、長期的な展望に立ち、本市の目指す将来像を市民と行政が共有し、協働してまちづくりを進めるとともに、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な指針として、本市の最上位の計画として位置する総合計画を策定することとしました。

このため、**地方自治法第96条第2項**^{補足5}及び**垂水市議会基本条例（平成25年条例第18号）第10条第2項**^{補足6}の規定に基づき、平成28（2016）年12月22日付けで「垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例」の議会の議決を経て、総合計画の「基本構想」は、市民の代表である市議会の議決事項としています。

ポイント

- ▶ **総合計画の基本部分「基本構想」は、地方自治法上の議決案件ではなくなり、策定義務はなくなったが、本市では、まちづくりの指針として市議会の議決事項としている。**

3 計画策定の基本的な考え方

第5次垂水市総合計画（以下「第5次総合計画」という。）の策定においては、以下の3つの考え方に沿って策定しました。

策定の基本的な3つの考え方

- ▶ **本市が目指すべき将来像を市民と行政が共有できるよう、市民参画の策定体制づくりと市民の目線で分かりやすい計画とします。**
- ▶ **第4次総合計画の政策や施策の評価を踏まえた計画とします。**
- ▶ **人口減少対策及び地方創生の実現を目指すため、この垂水市総合戦略等を重点化した計画とします。**

補足4

地方自治法 第2条第4項の削除

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」という条項が削除されました。

補足5

地方自治法 第96条第2項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするものが適当でないものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

補足6

垂水市議会基本条例 第10条

■第10条第1項
 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、積極的に議決事項の追加を検討するものとする。

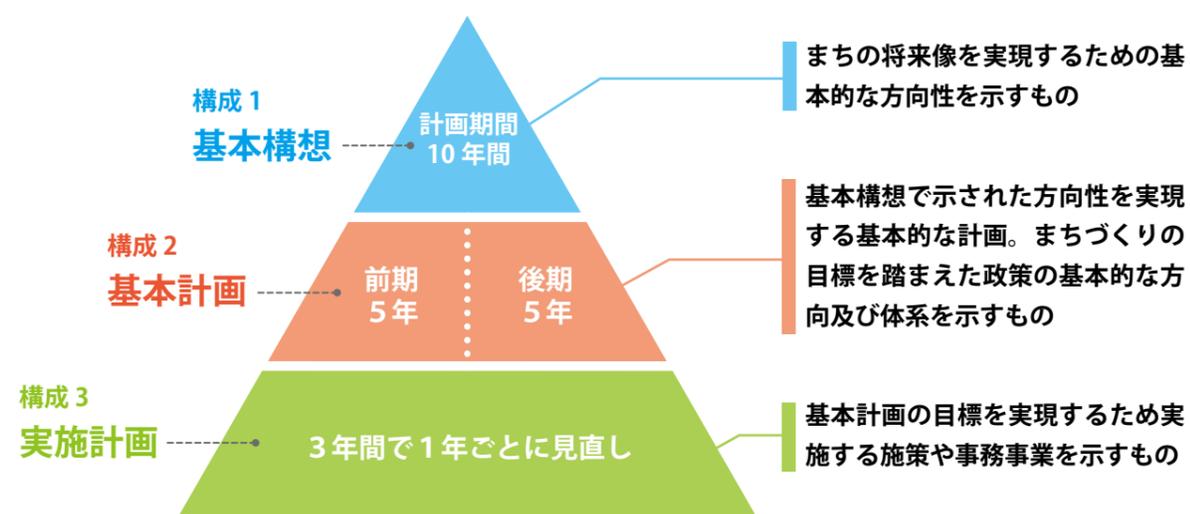
■第10条第2項
 前項の規定に基づく議会の議決すべき事項については、別に条例で定める。

Framework & Period

第2章 / 計画の構成及び期間

1 総合計画の構成

第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つで構成しています。それぞれの計画で示す項目、計画期間は以下のとおりです。



構成1 / 基本構想

- ▶ 計画期間
10年間
平成30(2018)年度～
平成39(2027)年度

社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来像やその実現に向けたまちづくりの視点、目標、進め方を示します。

計画期間は、平成30(2018)年度を初年度とし、平成39(2027)年度までの10年間とします。

構成2 / 基本計画

- ▶ 計画期間 / 前期・後期各5年
前期 平成30(2018)年度～
平成34(2022)年度
後期 平成35(2023)年度～
平成39(2027)年度

基本構想に示すまちづくりの目標を具現化するために必要な政策を体系的に定めます。基本計画では、成果を数値で表す指標を設定するとともに目標値を定め、その目標値を達成するために必要な政策を明らかにします。

計画期間は、平成30(2018)年度を初年度とし、前期の期間を5年間、後期の期間を5年間とし、5年ごとに見直しを行うものとします。

構成3 / 実施計画

- ▶ 実施期間
3年間で1年ごとに見直し作業を実施
※期間における見直しイメージは右ページをご覧ください。

基本計画で定められた政策に基づき、実施する施策や事務事業を単年度ごとに定めます。

計画期間は、3か年度とし、毎年度見直しを行うローリング方式^{補足1}により策定します。

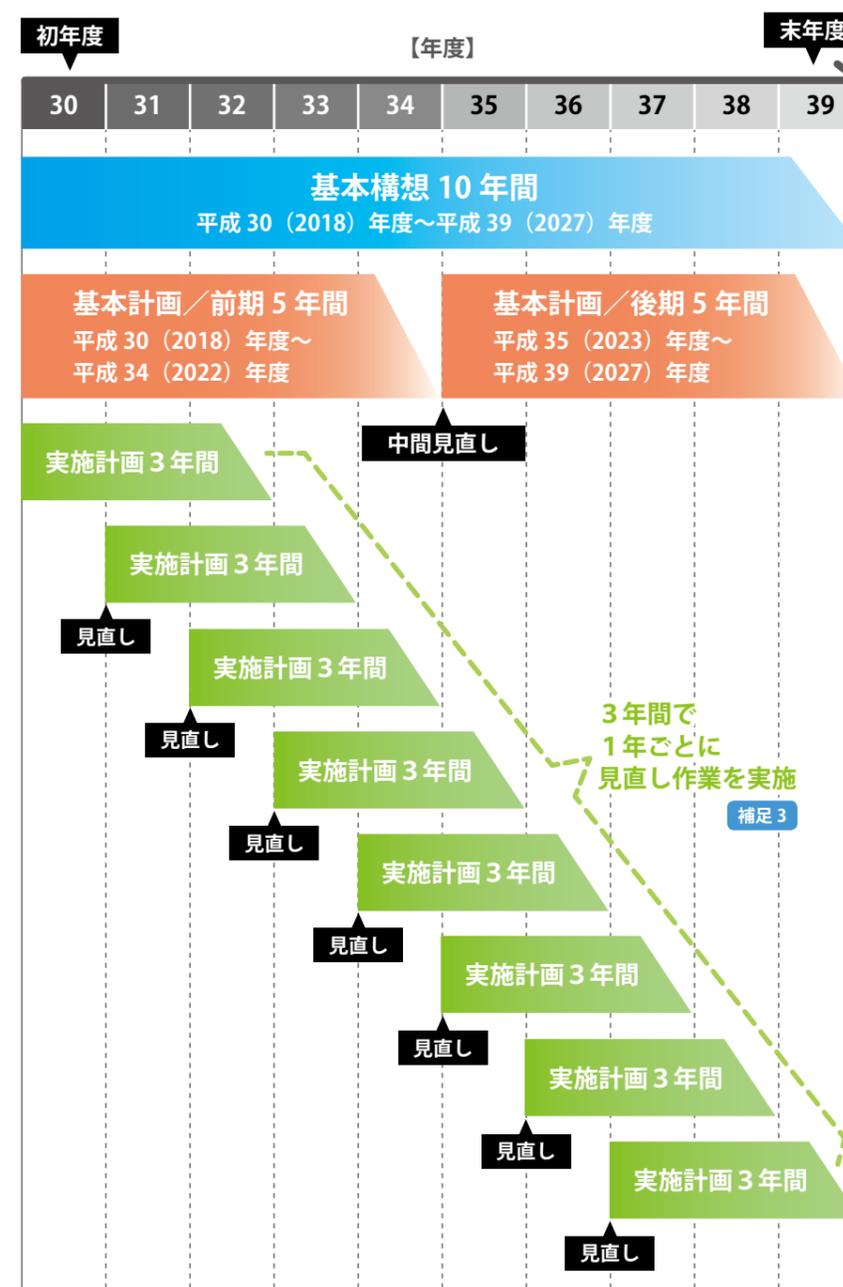
また、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、実施計画は毎年必要性や有効性などをPDCAサイクル^{補足2}で見直ししていきます。

ポイント

- ▶ 総合計画は、全体としては、まちづくりに関する10年間の計画であるが、総合計画を構成する3つの計画（基本構想、基本計画、実施計画）において、それぞれにおいて見直しの期間等が設定されている。

2 計画期間のイメージ

このページは、左ページで紹介した第5次総合計画を構成する「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つについて、それぞれの計画期間のイメージを掲載いたします。



補足1

ローリング方式

実施計画は3か年度の計画としますが、社会・経済の変化等に柔軟に対応できるように、毎年度見直しを行う計画策定の方式のこと。

補足2

PDCA サイクル

Plan-Do-Check-Action の略称。Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを普通のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な実施計画の策定・実施、Checkとして実施計画の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや実施計画の見直しを行うこと。

補足3

実施計画の見直しタイミング

実施計画は3年間で1年ごとに見直し作業を実施し、施策や事務事業を単年度ごとに定めます。例えば、30年度に策定した実施計画は、30年度から32年度までの3年間の計画ですが、策定翌年度の31年度には再度見直しを行います。つまり、実施計画は毎年見直しを行うこととしています。今風に言うと毎年「バージョンアップ」というイメージになります。見直し方法は、先に述べた「ローリング方式」と「PDCAサイクル」にて行い、より効果的かつ効果的な行財政運営を図ろうとするものです。

Social Change

第3章 社会経済環境の変化（時代の潮流）

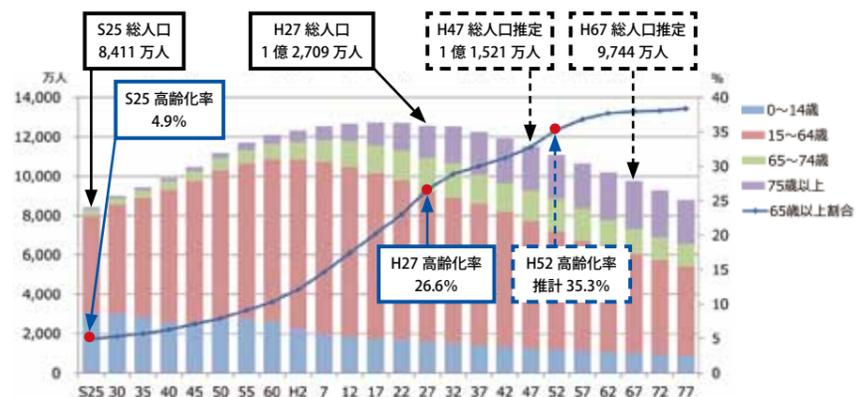
1 人口減少と少子・高齢化の進行

日本の総人口について、**国立社会保障・人口問題研究所**（以下、「社人研」という。**補足1**）が試算した「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）**補足2**」をみると、平成27（2015）年に1億2,709万人であった総人口は、平成47（2035）年には1億1,521万人、平成65（2053）年には1億人を下回ると推計されています。一方、高齢化が進行し、人口に占める65歳以上の割合は平成27（2015）年には26.6%、平成52（2040）年には35%を超え、3人に1人が高齢者となると見込まれています。

（1）地域を支える担い手の減少

人口問題の中心となる少子化・高齢化については、団塊の世代が高齢期を迎えたことや平均寿命の延伸などにより、高齢者人口は急速に増加する一方で、晩婚化・晩産化や合計特殊出生率の低迷などにより、少子化も急速に進行しています。こうした人口減少や少子化・高齢化の進行により、消費の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加など多方面に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。とりわけ、地域の担い手が高齢化し減少することで、地域のコミュニティ機能が低下し、まち全体の活力が失われていくことが大きな課題となっています。少子化の更なる進行を抑制するため、保育、教育環境の向上など子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、子育て世代等の移住・定住を促進していくことが求められています。

日本の総人口と高齢化の推移 **補足3**



補足1

国立社会保障・人口問題研究所

1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っています。

補足2

日本の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が、公表しているもので、わが国の人口規模と男女年齢構成について将来推計を行ったもの。国・地方公共団体はもとより、さまざまな分野において基礎的資料として用いられています。

補足3

資料出典元

◎資料1
平成27（2015）年までは総務省「国勢調査」
◎資料2
平成32（2020）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）」

（2）超高齢社会への対応

急速な高齢化に対応する社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため、社会保障制度の改革と消費税の引き上げが一体的に進められています。

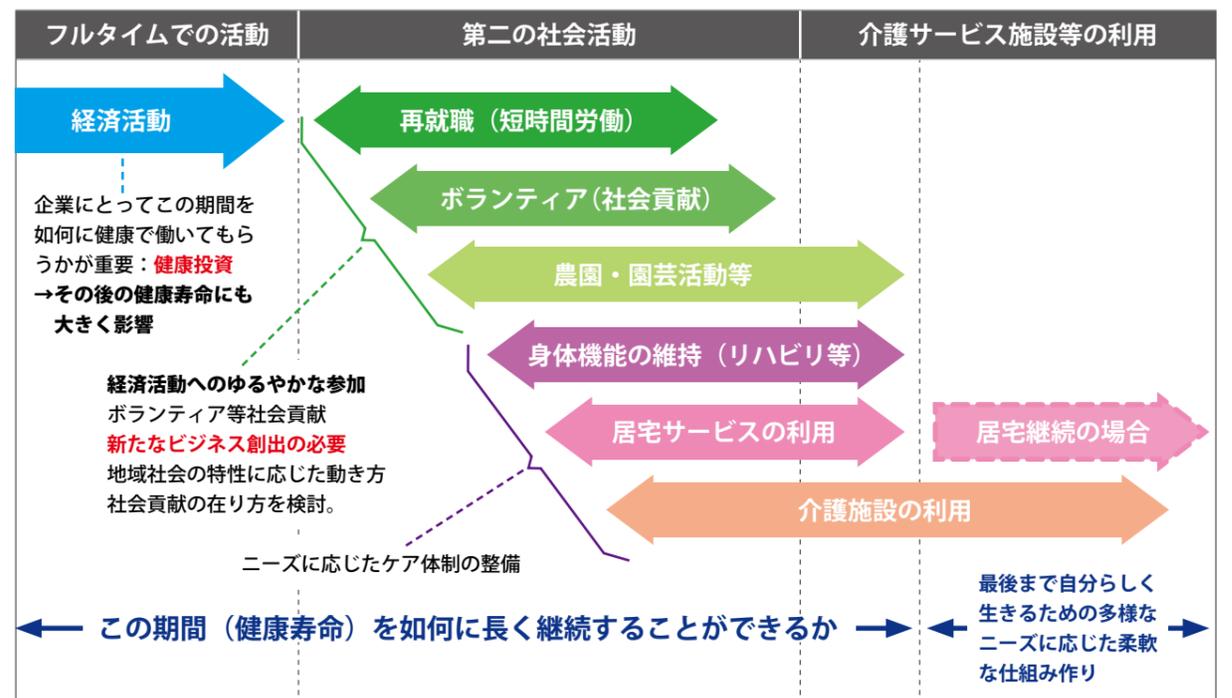
医療及び介護については、平成26（2014）年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される**地域包括ケアシステム****補足4**を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとされました。

この地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の強化とあわせ、高齢社会における社会経済活動を維持していくためにも、これまで培ってきた豊富な経験や知識をもつ高齢者が活躍できる場を広げていくことが必要です。高齢者が活躍するためには健康寿命をいかに長く維持することができるかが重要なポイントであり、そのためには「生涯現役」を前提とした新たな経済社会システムの再構築が必要となっています。

☑ 超高齢社会の目指すべき姿 **補足5**

ポイント

- ▶ 誰もが**健康で長生き**することを望めば、社会は**必然的に高齢化**する。→「**高齢化社会**」は**人類の理想**。
- ▶ 戦後豊かな経済社会が実現し、**平均寿命が約50歳から約80歳**に伸び、**一世代(30年)分の国民が出現**。
- ▶ 国民の平均寿命の延伸に対して、「**生涯現役**」を前提とした**経済社会システムの再構築**が必要。



補足4

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

補足5

資料出典元

◎資料
九州経済産業局資料「地域におけるヘルスケアビジネスの創出に向けて」

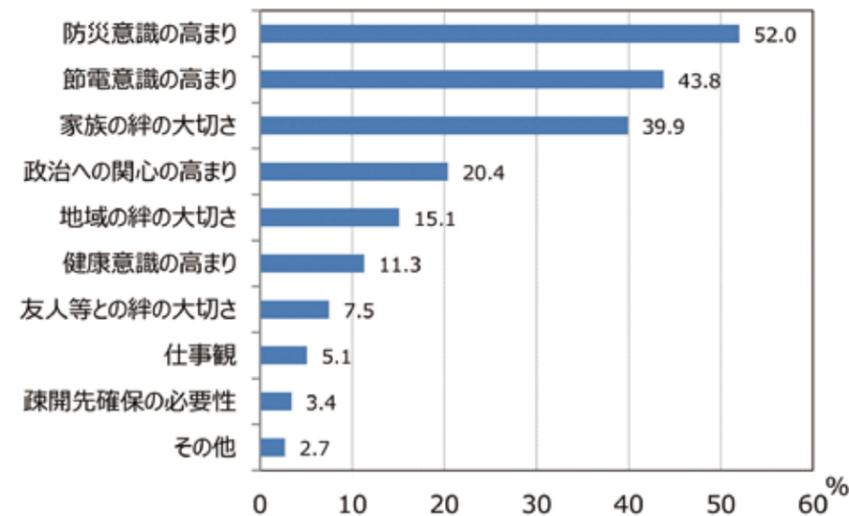
2 安全・安心に対する意識の高まり

国土交通省が平成24（2012）年1月末から2月にかけて実施した国民意識調査において、「東日本大震災後の考え方の変化」について聞いたところ、「防災意識の高まり」（52.0%）が最も多く、次いで「節電意識の高まり」（43.8%）、「家族の絆の大切さ」（39.9%）などとなっています。

近年、東日本大震災をはじめ、日本各地で地震や台風、これまでの想定を超える短時間での豪雨など大規模な自然災害が頻発しています。また、自然災害だけでなく、振り込め詐欺、食の安全性の問題や新型インフルエンザなどの感染症なども市民生活の脅威となっており、人々の安全・安心に対する意識が高まってきています。

危機管理体制の強化、地域の防犯力を高める取組の推進、市民に対する適切な情報提供など、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を進めていくことが求められています。

☑ 東日本大震災後の考え方の変化 補足6



3 深刻化する地球環境問題への対応

世界のエネルギー消費量（一次エネルギー）の動向をエネルギー源別にみると、石油については、発電用等では他のエネルギー源への転換も進みつつありますが、依然としてエネルギー消費全体で最も大きなシェア（平成25（2013）年時点で31.4%）を占めています。

しかし、平成27（2015）年12月に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択されたパリ協定を踏まえ、我が国では平成42（2030）年までに平成25（2013）年比で26%の温室効果ガスを削

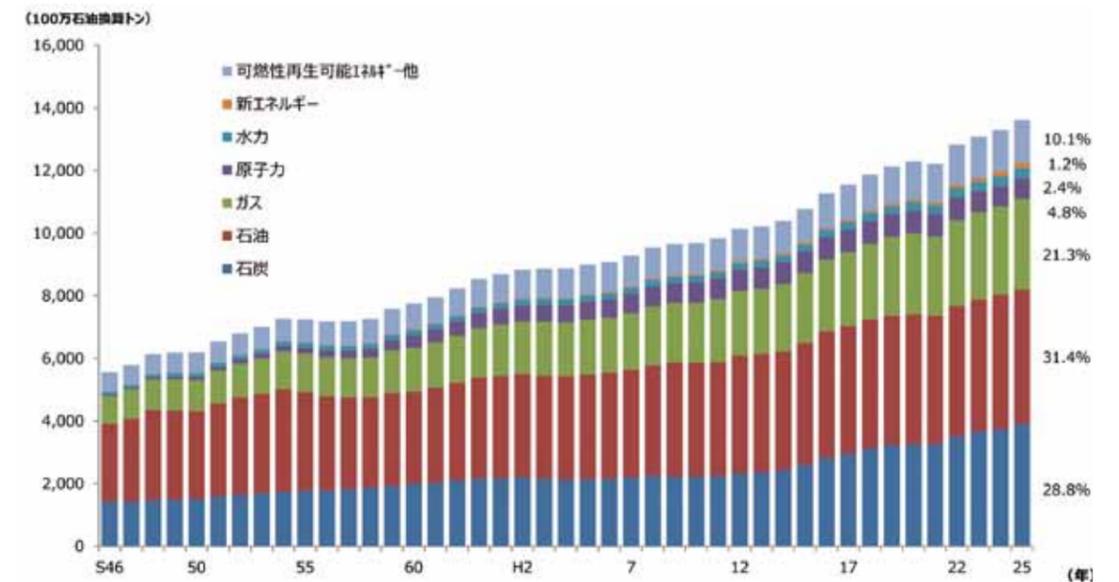
減する目標を国連に提出しています。今後、同協定の実施により、各国の排出削減に向けた取組が進み、石油・石炭を始めとした化石燃料の消費に変化が起こる可能性があります。

一方、下記グラフに示す期間で伸び率が大きかった原子力（年平均7.5%）と新エネルギー（同8.8%）については、平成25（2013）年時点のシェアはそれぞれ4.8%、1.2%と、エネルギー消費全体に占める比率は未だ大きくはありませんが、近年は太陽光発電を中心に発電コストが低下しており、今後新エネルギーの比率は拡大していくことが予想されています。

また、福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策を見直すきっかけとなり、再生可能エネルギーに対する注目度はますます高まっています。

自然環境の保全、ごみの減量化・資源化、省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換など環境に配慮した**循環型社会の構築** 補足7 に向けた取組を進めていくことが求められています。

☑ 世界のエネルギー消費量の推移（エネルギー源別） 補足8



4 情報通信技術の飛躍的進歩

平成27（2015）年通信利用動向調査（総務省）結果からインターネットの利用者数及び利用者の割合をみると、平成27（2015）年の1年間にインターネットを利用したことのある人（推計）は1億46万人となり、我が国におけるインターネット利用者の割合は83.0%となっています。

インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及など情報通信技術（ICT）の進歩によって、情報伝達が時間と場所の制約を超えて行われるようになり、家庭や仕事など社会生活の様々な場面に大きな変化を与えてい

補足7

循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

補足6

資料出典元

◎資料
国土交通省「国民意識調査」（平成24（2012）年）

補足8

資料出典元

◎資料
経済産業省
「エネルギー白書2016」

ます。その一方で、情報格差、不正アクセスやコンピューターウイルスによる情報漏えい、ネット依存などの問題も発生しています。

情報セキュリティの強化や情報格差の解消に対応しながら、情報通信技術（ICT）を貴重な社会基盤として認識し、市民の利便性の向上や行政の一層の効率化に向けて積極的に活用することが求められています。

なお、平成28（2016）年版情報通信白書では、情報通信技術（ICT）が経済成長にどのように貢献するのか、供給面、需要面について8つの経路に類型化し分析した結果、IoT・ビッグデータ（BD）・人工知能（AI）等のICTの進展により日本の経済成長は加速し、平成32（2020）年度時点で実質GDPを約33.1兆円押し上げる効果があると試算しています。

また、人工知能（AI）の導入で想定される雇用面への影響を分析し、「雇用の一部代替」、「雇用の補完」、「産業競争力への直結による雇用の維持・拡大」、「女性・高齢者等の就労環境の改善」等に関するプラスの効果を指摘しています。

インターネットの利用者数及び利用者の割合の推移（個人） 補足9



5 訪日外国人旅行者の急激な増加

平成28（2016）年に日本を訪れた外国人旅行者数は前年比21.8%増の2,403万9千人となり、日本政府観光局（JNTO）が統計を取り始めた昭和39（1964）年以降最多となっています。この主な要因としては、クルーズ船寄港数の増加や日本と海外を結ぶ航空路線の拡充、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションに加え、ビザの緩和、消費税免税制度の拡充等が考えられます。

鹿児島県においても国際線の相次ぐ就航などに伴い、平成27（2015）年

まで増加の一途を辿っています。平成28（2016）年に入り、4月の熊本地震後、一時的に落ち込みましたが、香港LCCの就航もあり夏には持ち直しがみられています。

一方、平成28（2016）年に入り、旅行者数の拡大が続く中で外国人旅行者の一人当たりの消費は振るわない状況にあります。円高や中国の高額品に対する関税引き上げによる「爆買い」に陰りが見え、平成28（2016）年7から9月の訪日外国人旅行消費額は4年9カ月ぶりに前年同期比マイナスに転じています。訪日外国人の旅行目的が買い物から日本の文化に触れる体験型観光にシフトしているとの見方もあります。モノから体験への消費の変化は本県を含む地方にとって追い風になると考えられます。

政府は平成32（2020）年に年間4,000万人の訪日外国人旅行者数を目指しています。訪日ブームを持続するためには、何度も日本を訪れるリピーターづくりや広域観光を推進するとともに、観光資源の磨き上げやインフラ整備の促進など受入体制の強化が求められています。

訪日外国人旅行者数と消費額の推移 補足10



6 多様かつ柔軟な働き方改革の推進

平成28（2016）年9月、政府による働き方改革実現会議がスタートしました。少子高齢化で労働人口が減少し、また正規と非正規の労働者の格差や長時間労働による過労死などが社会問題化するなど日本の労働環境は様々な問題を抱え、変革の必要性に迫られています。こうした問題に対し同一労働同一賃金や非正規雇用の処遇改善、テレワークや副業・兼業といった柔軟な働き方、子育てや介護との両立など様々なテーマがこの会議で議論されています。

補足9

資料出典元

◎資料
総務省「平成27年通信利用動向調査」

補足10

資料出典元

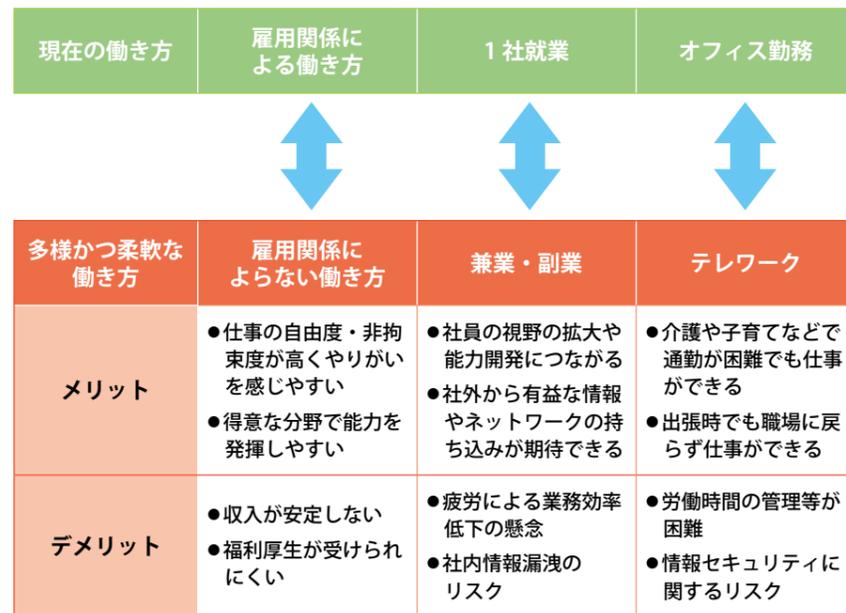
◎資料
日本政府観光局（JNTO）
「訪日外客数」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」

アベノミクス第三の矢、構造改革の柱となる働き方改革はワーク・ライフ・バランスを改善し、労働者の待遇を向上させるだけでなく労働生産性を高めることで企業の成長にもつなげることがポイントとなっています。日本のワーク・ライフ・バランス^{補足11}はOECD諸国の中では最低水準にあるため、他国の好事例を参考に柔軟な働き方の推進のための制度や賃金格差の是正に関する法案の検討などが進められる見込みとなっています。

但し、地域社会での女性活躍、医療・介護現場での慢性的な人手不足など政府の政策だけでは解決できないことが多いことも現実です。国だけでなく企業・労働者など社会全体での取組・意識の変革が必要となっています。

今後、働き方改革が進むことで労働環境が大きく変わる可能性があることに加え、終身雇用や年功序列型の賃金体系といった日本の企業文化やライフスタイルも変わっていく可能性があります。

多様かつ柔軟な働き方のイメージ ^{補足12}



7 農林漁業の6次産業化の展開

平成28(2016)年6月に閣議決定された「日本再興戦略 改訂2016」では「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」、平成29(2017)年6月閣議決定された「未来投資戦略2017」では「攻めの農林水産業の展開～バリューチェーン全体での付加価値の向上」として農林漁業の6次産業化^{補足13}が進められています。

平成29(2017)年6月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」においても、平成32(2020)年までに6次産業の市場規模を10兆円にまで増加させるという目標が掲げられ、これまでの取組を加速化させる施策を展開するとしています。

補足11

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことで、働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

補足12

資料出典元

- ◎資料1 経済産業省「雇用関係によらない働き方」について（現状と課題）」
- ◎資料2 経済産業省「第1回兼業・副業を通じた創業・新事業創出に関する研究会説明資料」
- ◎資料3 一般社団法人 日本テレワーク協会 HP

補足13

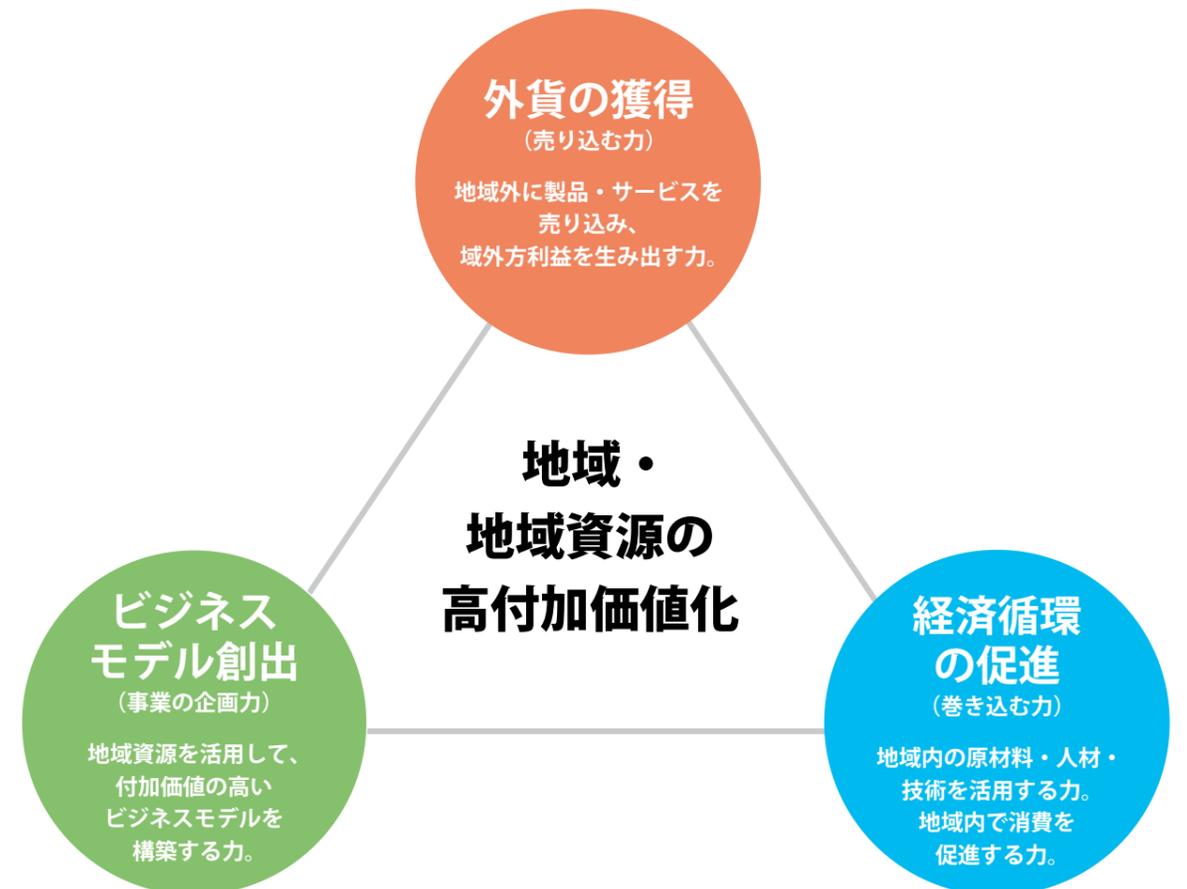
農林漁業の6次産業化
一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

農林水産省では「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、農林水産物の輸出促進や若者を中心とする人材力の強化、経済界の人材・ノウハウを活用した経営力の向上等を推進するとともに、競争力強化のための基盤整備や農山漁村の活性化と多面的機能の維持・発揮のための取組が行われています。農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進するとして、平成28(2016)年度に「農山漁村振興交付金」が新設されました。

農山漁村の活性化には地域資源を活用した「6次産業化」や地域ブランドの創出が重要ですが、魅力ある地域資源の存在や価値を十分に生かされていなかったり、地域外及び広域市場での新たな需要（地域ファン）の獲得につながっていない状況があります。

このため、地域資源の新たな価値の創出やその価値の発信を行う「地域商社」としての機能を有する組織の立ち上げや活動初期の支援が求められています。

6次産業化を進める域内地域商社の3機能と想定される役割 ^{補足14}



補足14

資料出典元

- ◎資料1 株式会社日本政策投資銀行「域内商社機能強化による産業活性化調査」
- ◎資料2 農林水産省「平成28年1月地方創生に向けた農林水産分野における先駆的な取組事例集」より作成

Succession

第4章 次代に引き継ぐ「垂水らしさ」、次代へつくる「垂水らしさ」

1 垂水市の現況

(1) 垂水市とは

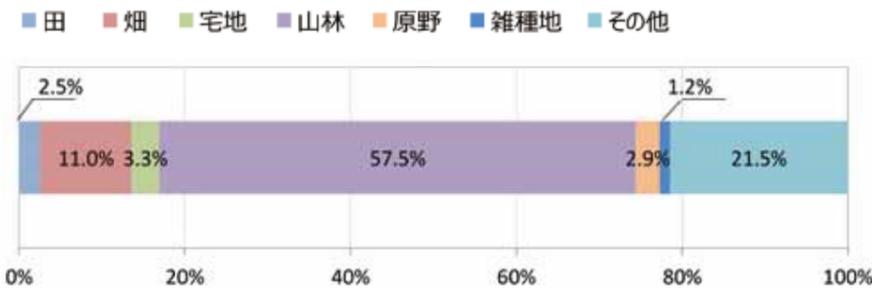
明治22(1889)年市町村制に基づき、垂水村・牛根村・新城村が発足しました。大正13(1924)年町制施行により垂水村が垂水町となり、昭和30(1955)年昭和の大合併により、垂水町が新城村・牛根村を編入しました。その後、**昭和33(1958)年市制施行** **補足1**により現在の垂水市となっています。本市の名称は、垂水城(元垂水)の崖下に、岩の間から清水が滴々と垂れて溜水があり、この辺一帯の唯一の飲料水であったことから有名となり、この地名が起こったといわれています。

(2) 地勢 **補足2**

本市は、大隅半島の北西部、鹿児島湾に面するほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上陸上交通の要衝です。北に霧島市、西に桜島、東は高隈連山を境として鹿屋市に接しています。

面積は、約162.12平方キロメートルで37キロメートルに及ぶ海岸線を有しています。地目別面積では、市の面積の60.4%を山林・原野が占め、宅地割合はわずか3.3%となっています。

地目別面積 **補足3**



区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	16,212.0	413.1	1,788.3	538.2	9,322.3	469.5	201.3	3,479.3
構成比 (%)	100.0	2.5	11.0	3.3	57.5	2.9	1.2	21.5

補足1

市制施行

◎垂水市市制施行
昭和33年10月1日
◎市章



垂水市の「タル」を組み合わせて、住民の団結と調和の中に飛躍性を印象づけたもの。

補足2

位置図



補足3

資料出典元

垂水市税務課
(平成28年1月1日現在)

(3) 観光地 **補足4**

本市では、鹿児島県の2つのシンボルである「桜島」と「錦江湾」を臨むことができる「道の駅たるみず」をはじめ、春には自生する「サタツツジ」が山を赤やピンクに染めあげる「高峠つつじヶ丘公園」、清冽な水が流れ落ち、花崗岩の奇石・巨石が連なる「猿ヶ城渓谷」、近くには家族で楽しめる体験交流施設「森の駅たるみず」、約1,200本のイチヨウの黄葉によって黄金のじゅうたんが敷き詰められる「垂水千本イチヨウ園」等、自然あふれる観光地を楽しむことができます。



(4) 気候

垂水市の気候は、平均気温が21度(平成24(2012)年~平成28(2016)年平均)、年間200日程度が晴れの天気になる年が多く、温暖で暮らしやすい気候となっています。桜島における火山活動レベルは平成29(2017)年8月現在レベル3(入山規制)となっていますが、桜島降灰量は、平成22(2010)年から平成27(2015)年まで全ての観測地点で1平方メートルあたり1,000gを上回っていましたが、平成28(2016)年は全ての観測地点で1,000gを下回っています。

気象現況 **補足5**

年次	気温(℃)			降雨量(mm)	平均湿度(%)	風速(m/s)		天候日数		
	平均	最高	最低			平均	最大	晴	曇	雨
平成24年	21.4	33.0	9.0	2,167.0	58.3	2.9	13.0	194	121	51
平成25年	21.5	35.0	8.0	2,283.0	56.8	3.1	11.0	229	89	47
平成26年	21.1	33.0	7.0	2,740.0	59.4	3.3	15.0	164	99	102
平成27年	22.1	37.0	6.0	3,372.0	63.4	2.8	34.2	193	117	55
平成28年	20.5	35.0	2.0	3,129.0	65.8	2.9	12.0	206	105	55

観測地点別降灰量の推移 **補足6**

単位: g/m

年	垂水市				
	二川	牛根麓	海湯	市役所	柎原
平成22年	5,199	6,927	11,992	3,348	2,422
平成23年	3,389	6,165	9,887	4,063	3,385
平成24年	5,390	6,657	13,234	4,820	3,495
平成25年	8,520	6,932	11,962	4,148	2,899
平成26年	2,870	7,138	4,601	2,141	1,767
平成27年	5,175	5,928	8,358	2,665	1,749
平成28年	794	877	972	268	293

補足4

道の駅たるみず



高峠つつじヶ丘公園



猿ヶ城渓谷



森の駅たるみず



垂水千本イチヨウ園



補足5

資料出典元

垂水市消防本部(統計たるみず平成28年度版)

補足6

資料出典元

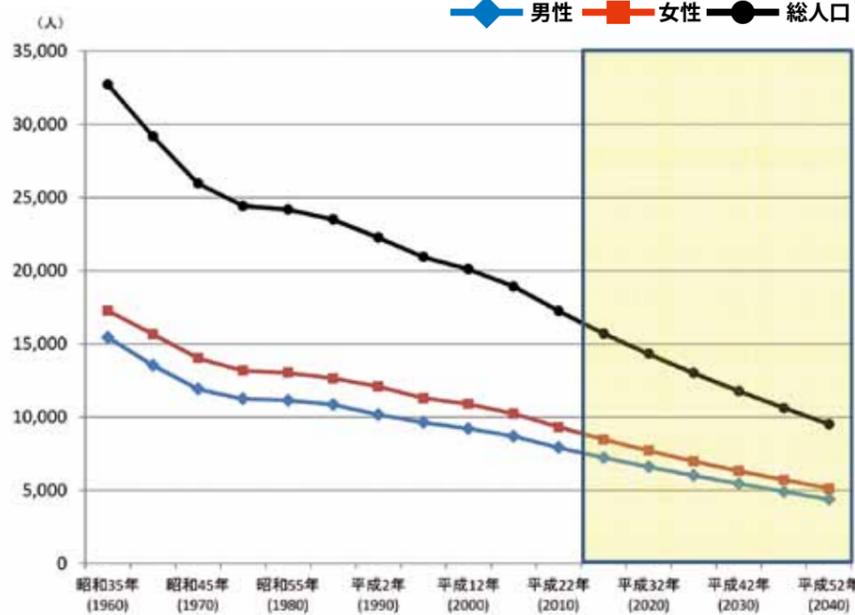
垂水市土木課(統計たるみず平成28年度版)

(5) 人口動向

本市の総人口は昭和35(1960)年に32,721人でしたが、平成22(2010)年には17,248人まで減少しており、ほぼ半減(47.3%減少)しています。

また、社人研の推計値によると、平成27(2015)年以降、引き続き減少することが予想されており、平成52(2040)年には9,508人と1万人を割ると推計されています。なお、平成28年10月に公表された平成27年国勢調査では、本市の平成27年10月1日現在の総人口は15,520人(男性7,154人、女性8,366人)となっています。

人口の推移と将来推計 補足7



	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
男性	15,451	13,521	11,919	11,247	11,146	10,858	10,167	9,632	9,216
女性	17,270	15,654	14,033	13,175	13,033	12,646	12,097	11,301	10,891
総人口	32,721	29,175	25,952	24,422	24,179	23,504	22,264	20,933	20,107

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
男性	8,692	7,926	7,233	6,607	6,015	5,453	4,911	4,379
女性	10,236	9,322	8,478	7,719	6,993	6,327	5,717	5,129
総人口	18,928	17,248	15,711	14,327	13,009	11,780	10,628	9,508

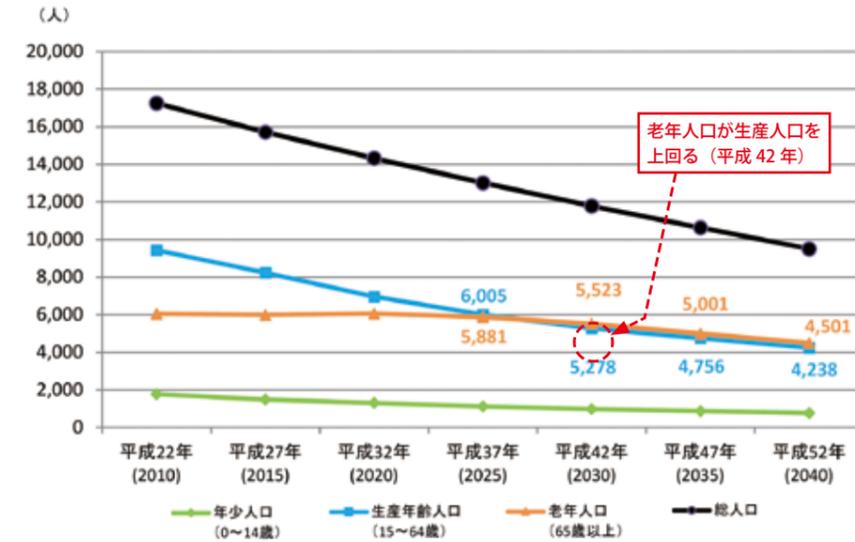
本市の年齢3区分別の人口は、社人研の推計値によると、平成42(2030)年には老年人口が生産年齢人口を上回り、その後、老年人口及び生産年齢人口ともに微減傾向となりますが、平成32(2020)年には、生産年齢人口(15~64歳)の割合が48.6%と市全体の50%を下回ると見込まれています。こうした傾向は、社人研の推計期間の平成52(2040)年まで続くものと予想され、平成52(2040)年には、市全体の44.6%が生産年齢人口(15~64歳)、47.3%が老年人口(65歳以上)という構成になり、生産年齢人口0.94人で1人の高齢者を支えることとなります。

補足7

資料出典元

「垂水市人口ビジョン」より。平成22(2010)年までは総務省「国勢調査」、平成27(2015)年以降は、社人研による推計値。

将来推計における年齢3区分別人口の推移 補足8



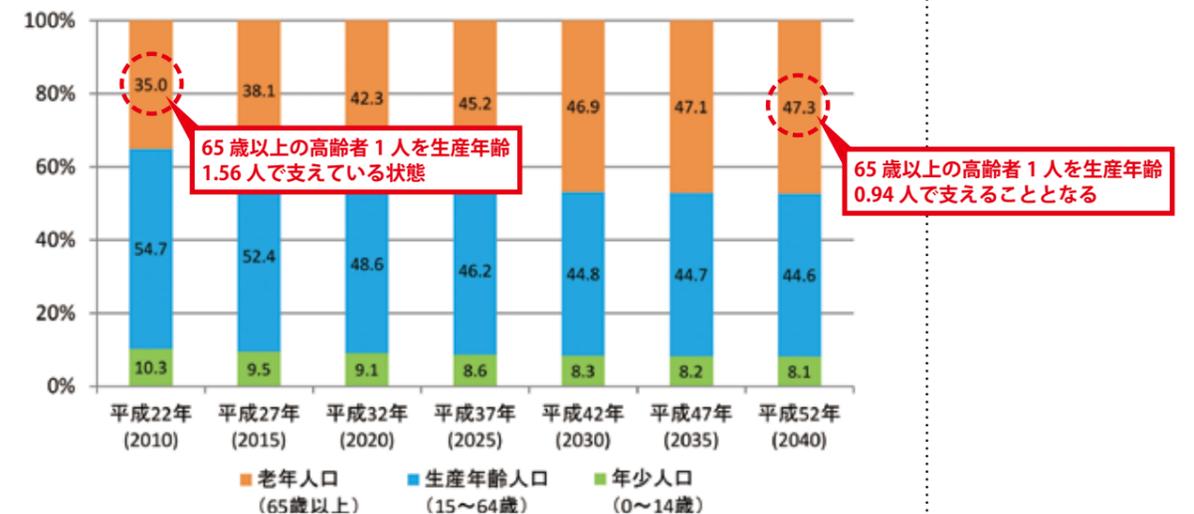
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
年少人口 (0~14歳)	1,773	1,490	1,305	1,123	983	872	769
生産年齢人口 (15~64歳)	9,434	8,228	6,963	6,005	5,278	4,756	4,238
老年人口 (65歳以上)	6,041	5,994	6,060	5,881	5,523	5,001	4,501
総人口	17,248	15,712	14,328	13,009	11,784	10,629	9,508

補足8

資料出典元

「垂水市人口ビジョン」より。平成22(2010)年までは総務省「国勢調査」、平成27(2015)年以降は、社人研による推計値。

将来推計における年齢3区分別人口割合の推移 補足9



	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
年少人口 (0~14歳)	10.3	9.5	9.1	8.6	8.3	8.2	8.1
生産年齢人口 (15~64歳)	54.7	52.4	48.6	46.2	44.8	44.7	44.6
老年人口 (65歳以上)	35.0	38.1	42.3	45.2	46.9	47.1	47.3

補足9

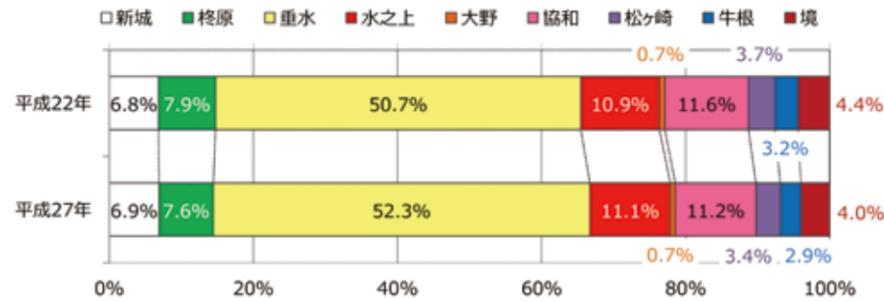
資料出典元

「垂水市人口ビジョン」より。平成22(2010)年までは総務省「国勢調査」、平成27(2015)年以降は、社人研による推計値。

本市の地域別人口をみると、平成27年では垂水地域に8,113人（市全体の52.3%）、協和地域に1,738人（11.2%）、水之上地域に1,728人（11.1%）、柘原地域に1,172人（7.6%）、新城地域に1,068人（6.9%）、境地域に623人（4.0%）、松ヶ崎地域に524人（3.4%）、牛根地域に445人（2.9%）、大野地域に109人（0.7%）の順となっており、半数以上が垂水地域に集中しています。

地域別人口 補足10

	計	新城	柘原	垂水	水之上	大野	協和	松ヶ崎	牛根	境
平成22年	17,248	1,174	1,370	8,744	1,882	129	2,000	638	552	759
	100.0%	6.8%	7.9%	50.7%	10.9%	0.7%	11.6%	3.7%	3.2%	4.4%
平成27年	15,520	1,068	1,172	8,113	1,728	109	1,738	524	445	623
	100.0%	6.9%	7.6%	52.3%	11.1%	0.7%	11.2%	3.4%	2.9%	4.0%



地区別の地図 補足11



補足10

資料出典元

総務省 「国勢調査」

補足11

垂水市の地区別

本市は北から9つの地区に分類することができます。各地区には地区公民館があり、地区で様々な取組みが行われています。近年の事例では、地区と行政が連携し、「地域振興計画」というまちづくりを進めています。

⇒詳しくは39ページ参照

(6) 雇用動向

① 求人倍率の推移

本市を管轄する鹿屋職業安定所管内の雇用情勢についてみると、平成28(2016)年度の新規求人倍率は1.64倍、有効求人倍率は1.20倍となっており、ともに全国は下回っているものの県全体とはほぼ同水準にあります。

過去5年間の推移をみると、新規求人倍率、有効求人倍率ともに増加傾向にあります。

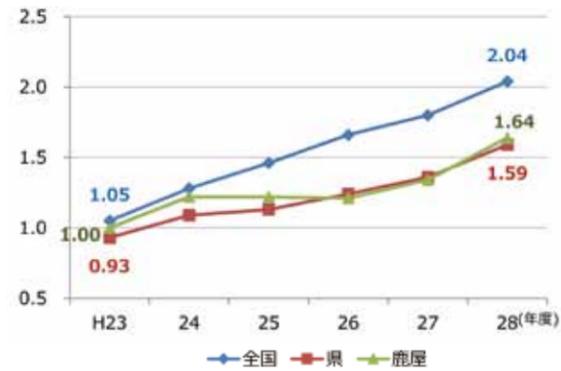
平成28(2016)年度の状況をみると、新規求人倍率、有効求人倍率ともに4月こそ1.0倍を下回っていましたが、5月以降は1.0倍を超えており、特に10月と12月の新規求人倍率は2.0倍を超え、求人が求職を上回る状況が続いています。

補足12

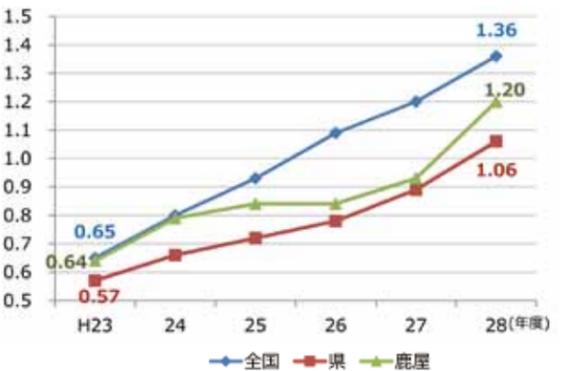
資料出典元

鹿児島労働局「労働市場月報かごしま」
以下、同様。

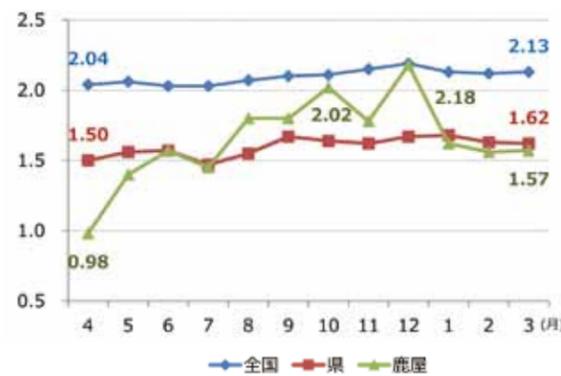
新規求人倍率の推移 補足12



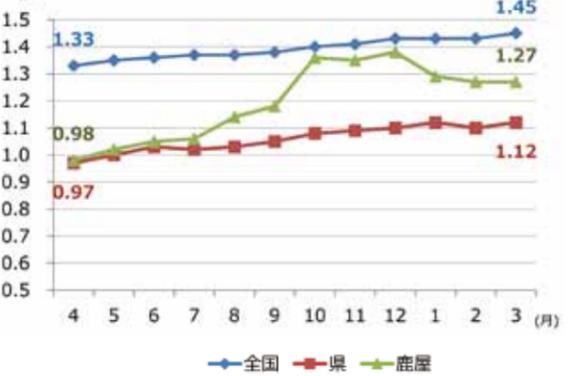
有効求人倍率の推移



平成28年度月別新規求人倍率の推移



平成28年度月別有効求人倍率の推移

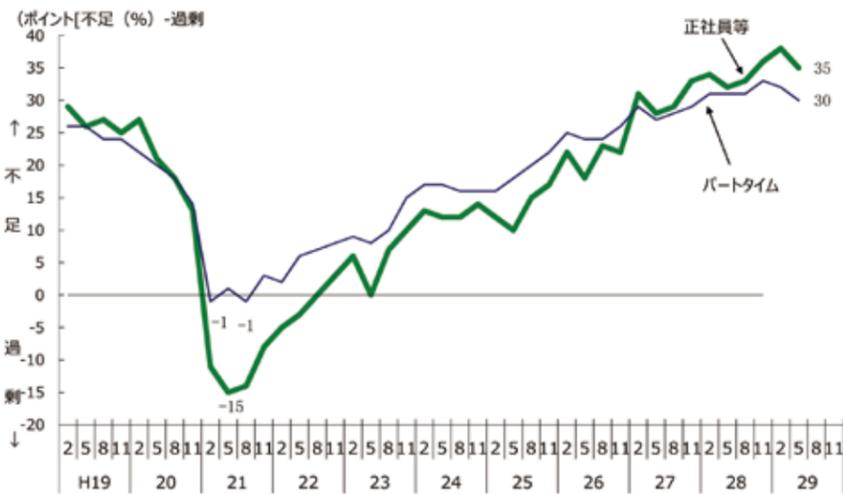


② 雇用形態別労働者の過不足感の推移

労働経済動向調査（厚生労働省）において、日本全域から抽出された約5,800事業所が回答した平成29（2017）年5月1日現在の**正社員等労働者過不足判断D.I.** **補足13**をみると、調査産業計で35ポイントと24期連続して不足超過となっています。全ての産業で不足超過となっており、特に「医療、福祉」、「運輸業、郵便業」、「サービス業（他に分類されないもの）」で人手不足を感じている事業所が多くなっています。

また、同調査による**パートタイム労働者過不足判断D.I.** **補足14**をみると、調査産業計で30ポイントと31期連続して不足超過となっています。全ての産業で不足超過となっており、特に「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」で人手不足を感じている事業所が多くなっています。

雇用形態別労働者過不足判断D.I.の推移 **補足15**



補足13

正社員等労働者過不足判断D.I.

調査時点において、労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値であり、このD.I.がプラスであれば、人手不足とされている事業所が多いことを示すとされている。

※D.I.はディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) の略である。

補足14

パートタイム労働者過不足判断D.I.

調査時点において、パートタイム労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値であり、このD.I.がプラスであれば、人手不足とされている事業所が多いことを示すとされている。

補足15

資料出典元

厚生労働省「労働経済動向調査」（調査対象：日本全域の常用労働者30人以上を雇用する民営事業所から抽出した約5,800事業所）以下、同様。

産業別労働者過不足判断D.I.（平成29（2017）年2月調査）

◎正社員等（単位：%、ポイント）

調査産業計	不足	過剰	D.I.
建設業	42	3	39
製造業	38	4	34
情報通信業	34	3	31
運輸業、郵便業	48	1	47
卸売業、小売業	22	3	19
金融業、保険業	13	1	12
不動産業、物品賃貸業	37	2	35
学術研究、専門・技術サービス業	39	1	38
宿泊業、飲食サービス業	34	4	30
生活関連サービス業、娯楽業	30	1	29
医療、福祉	50	5	45
サービス業（他に分類されないもの）	44	3	41

◎パートタイム（単位：%、ポイント）

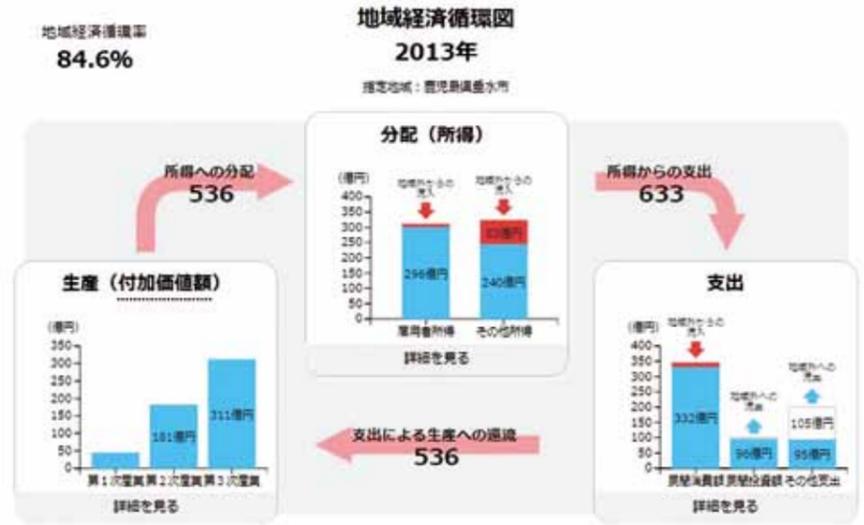
調査産業計	不足	過剰	D.I.
建設業	10	1	9
製造業	22	3	19
情報通信業	6	-	6
運輸業、郵便業	32	-	32
卸売業、小売業	45	1	44
金融業、保険業	6	1	5
不動産業、物品賃貸業	18	2	16
学術研究、専門・技術サービス業	7	1	6
宿泊業、飲食サービス業	62	-	62
生活関連サービス業、娯楽業	42	1	41
医療、福祉	30	2	28
サービス業（他に分類されないもの）	53	1	52

(7) 産業動向

平成25（2013）年の垂水市では、地域内の生産で生み出された付加価値額536億円が所得に分配され、流出入の差引で97億円が地域外から流入し、633億円が地域内の住民・企業等の所得となり、支出の段階では差引で97億円が地域外へ流出し、地域内での支出536億円が生産へ還流されています。

支出においては、住民の消費を示す「民間消費額」345億円のうち13億円は地域外からの流入（市外からの来訪者が市内で購入する）となっていますが、企業の設備投資等を示す「民間投資額」や、政府支出、地域内産業の移出入収支額を示す「その他支出」は地域外への流出が見られます。地域内での6次産業化や農商工連携を推進し、市外への資金の流出を抑えるとともに高付加価値化を図り、稼ぐ力を高めていく取組が求められています。

垂水市の地域経済循環図 平成25（2013）年 **補足16**



本市の産業別15歳以上就業者構造は、平成27（2015）年は第1次産業が18.6%、第2次産業23.1%、第3次産業58.3%となっており、第1次産業の就業者は減少傾向にあります。

産業別15歳以上就業者数・割合の推移 **補足17**（単位：人）

産業	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	8,812 (100.0%)	8,323 (100.0%)	7,685 (100.0%)	7,040 (100.0%)
第一次産業	1,884 (21.4%)	1,761 (21.2%)	1,500 (19.5%)	1,308 (18.6%)
農業	1,248 (14.2%)	1,214 (14.6%)	1,041 (13.5%)	918 (13.0%)
漁業・水産養殖業	627 (7.1%)	537 (6.5%)	425 (5.5%)	365 (5.2%)
林業・狩猟業	9 (0.1%)	10 (0.1%)	34 (0.4%)	25 (0.4%)
第二次産業(建設業、製造業等)	2,455 (27.9%)	1,980 (23.8%)	1,719 (22.4%)	1,627 (23.1%)
第三次産業(小売業、サービス業等)	4,473 (50.8%)	4,536 (54.5%)	4,449 (57.9%)	4,103 (58.3%)
分類不能の産業	0 (0.0%)	46 (0.6%)	17 (0.2%)	2 (0.0%)

補足16

地域経済循環率

生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い）。「雇用者所得」とは、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等をいう。「その他所得」は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等雇用者所得以外の所得により構成される。「その他支出」は、政府支出、地域内産業の移出入収支額等により構成される。

資料出典元

RESAS（地域経済分析システム）地域経済循環マップより
※資料：環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

補足17

資料出典元

総務省「国勢調査」

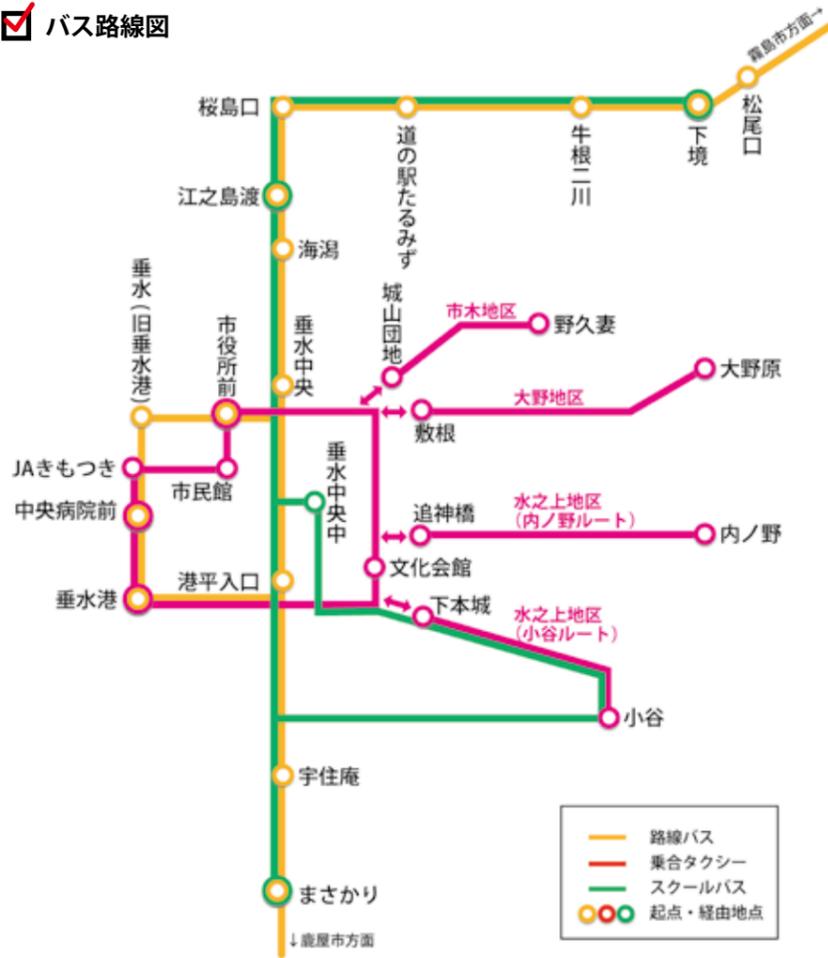
(8) 交通体系

本市の道路体系は、国道220号（延長34.567km）を基幹道路として、県道4路線（延長30.504km）、市道369路線（延長221.749km）があります。（平成28（2016）年4月1日現在）

なお、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ垂水港が整備され、大隅半島の海の玄関口として、非常に重要な役割を担っています。

また、霧島市方面や鹿屋市方面などと結ばれている路線バスがあるほか、市内の大野地区及び水之上地区については、コミュニティバスが運行していましたが、住民の利便性の向上と事業の効率化を図るため、コミュニティバスに替わる新たな交通手段として、平成21（2009）年12月より**事前予約型乗合タクシー** **補足18**を導入しています。さらに交通空白地域であった市木地区を追加し、地域住民の唯一の交通機関として定着しています。

バス路線図



MEMO 欄

補足18

事前予約型乗合タクシー

乗合タクシー制度は、平成21年12月1日から開始され、県内では、瀬戸内町、徳之島3町に続いての導入（県本土では初。）となります。



◎ポイント1

路線バスに近い感覚

路線バスのように「便数」「時間」「ルート・停留所」「料金（通常タクシーよりも安く設定）」が決まっている。

◎ポイント2

市木・大野・内ノ野・小谷地区の各地区から中央地区までの4ルート。

市木・大野・内ノ野・小谷地区の各停留所から中央地区の各停留所まで、4ルートで、月曜日～土曜日に運行し、時間帯は、午前と午後の便がある。

◎ポイント3

利用する1時間前までに電話予約を！

ルートごとに、担当するタクシー事業者が決まっています。利用する1時間前までに電話で予約を行ってください。

国道・県道



MEMO 欄

(9) 第4次垂水市総合計画に基づく政策の評価・分析

① 第4次垂水市総合計画に基づく政策の総括

第4次総合計画の基本構想の基本理念の一つである「市民と協働のまちづくり」のもと、[地域振興計画づくり](#) [補足19](#) による [9つの各地域](#) [補足20](#) が主体となったまちづくりは、第4次総合計画期間内の最大の成果として挙げられます。一方、「働く環境の充実」「医療・介護体制の充実」「人口減少対策」政策に対する市民のニーズが高い傾向にあります。これらに対し、地域産品の販路拡大に向けた事業展開や地域包括ケア体制づくりの推進、移住定住促進対策等に他施策より優先して取り組んでいますが、これまで以上に思い切った事業展開が求められます。あわせて、政策の取組や成果と、市民満足度調査結果とがい離する部分があり、今後は、市民が客観的に評価したり成果を確認したりできるよう情報発信の工夫が必要となります。

② 市民満足度調査に基づく施策の評価

第4次垂水市総合計画に掲げた基本目標および重点目標を実現するために位置付けた27の政策目標と1つの重点プロジェクトについて、市民を対象に[アンケート調査](#) [補足21](#) を実施し、その達成度や10年間の取組について評価しました。

1) 市民満足度調査の分析方法

それぞれの政策について「重要度」及び「満足度」を調査し、市民のニーズがどこにあるのかを見極め、今後の市政展開の参考とすることを目的に実施しました。調査では重要度と満足度を5段階評価により点数化し、全回答者の平均点を求めています。数値が大きければ、重要度、満足度は高く、小さければ重要度、満足度は低くなります。

2) 調査結果

■重要度について

「医療体制の充実」・「地域防災対策の推進」・「高齢者保健福祉の推進」などの重要度が高くなっています。

■満足度について

保健活動の強化による「地域保健の充実」や教育環境の充実による「学校教育の充実」について満足度が高くなっています。一方、「働く環境の充実」・「市民の期待に応える職員の育成」・「地方創生関連（人口減少対策含む）」の満足度が低くなっています。

■ニーズ値（重要度－満足度）について

重要度と満足度の差を数値化したものであり、差が大きいほど、重要度と満足度とのがい離があり、早急な改善や対策等を図る必要性を示しています。平成28(2016)年の調査において、最もニーズ値が高いのは「医療体制の充実」、次いで「働く環境の充実」、「地方創生関連（人口減少対策含む）」、「市民の期待に応える職員の育成」等の順となっています。

補足19

地域振興計画づくり

詳しくは39ページ参照

補足20

9つの各地域

24ページ「地区別地図」参照

補足21

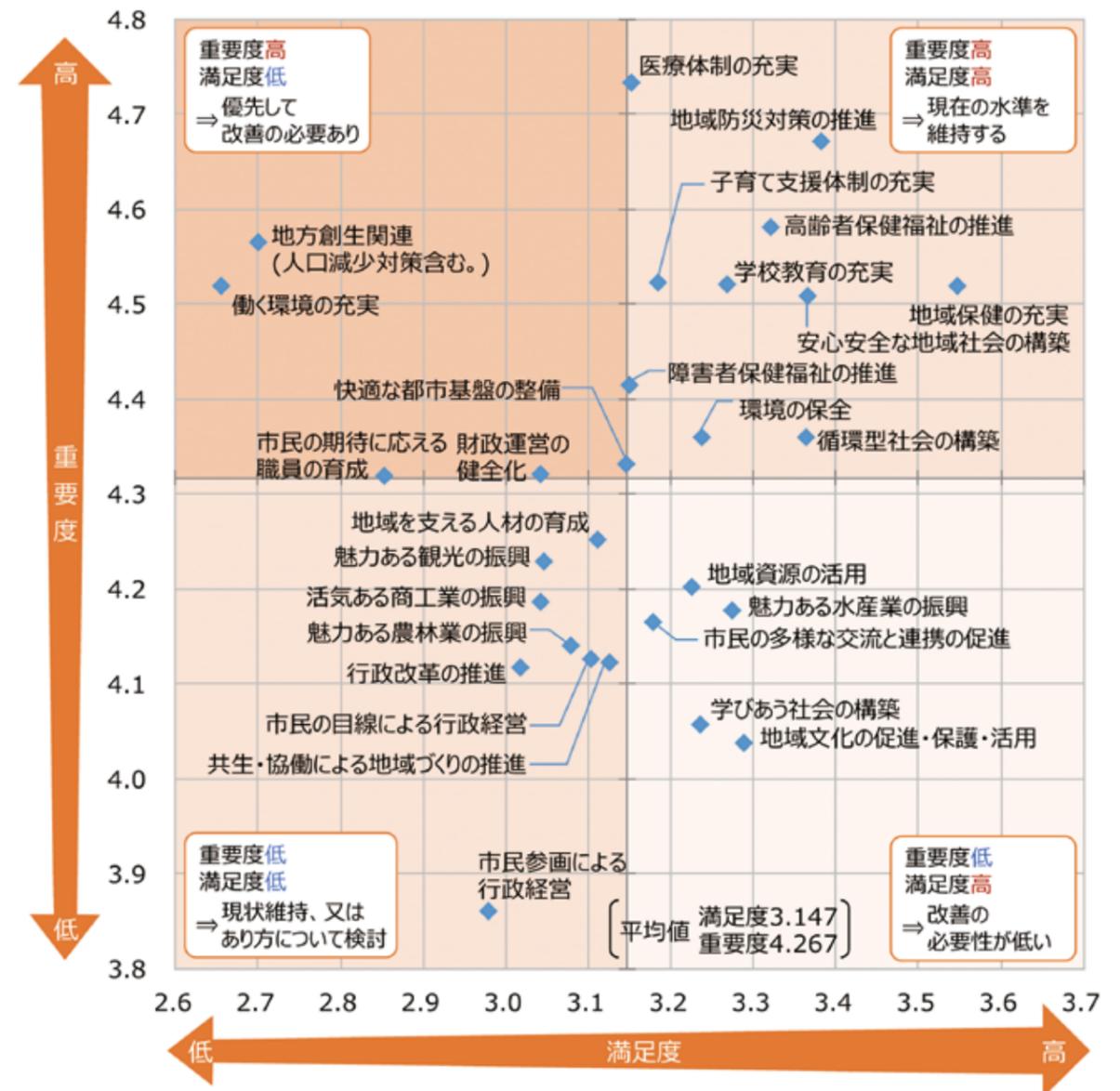
市民満足度調査

「重要度」及び「満足度」を調査し、現在の市民ニーズがどこにあるのかを見極め、今後の市政展開の参考とし、市民主役の行政を実践するための資料とする。



☑ 施策の評価（重要度×満足度）

※各政策の重要度・満足度の値は5回の調査の平均値。ただし、「地方創生関連（人口減少対策含む）」は平成26(2014)年度より追加された項目であるため、2回の平均値。



☑ ニーズ値（重要度－満足度）

順位	平成28年 ニーズ値	政策	順位	平成28年 ニーズ値	政策
1位	1.896	医療体制の充実	15位	1.137	魅力ある農林業の振興
2位	1.887	働く環境の充実	16位	1.130	安心安全な地域社会の構築
3位	1.832	地方創生関連(人口減少対策含む。)	17位	1.126	活気ある商工業の振興
4位	1.496	市民の期待に応える職員の育成	18位	1.079	行政改革の推進
5位	1.401	高齢者保健福祉の推進	19位	1.046	循環型社会の構築
6位	1.392	快適な都市基盤の整備	20位	1.031	地域保健の充実
7位	1.355	子育て支援体制の充実	21位	1.024	共生・協働による地域づくりの推進
8位	1.346	地域防災対策の推進	22位	1.003	地域資源の活用
9位	1.329	障害者保健福祉の推進	23位	0.961	市民の目線による行政経営
10位	1.266	財政運営の健全化	24位	0.955	市民の多様な交流と連携の促進
11位	1.236	魅力ある観光の振興	25位	0.875	魅力ある水産業の振興
12位	1.203	学校教育の充実	26位	0.870	市民参画による行政経営
13位	1.201	地域を支える人材の育成	27位	0.827	学びあう社会の構築
14位	1.177	環境の保全	28位	0.794	地域文化の促進・保護・活用

③ 将来目標人口

本市では、第4次総合計画の基本構想において将来目標人口を18,000人と設定し、人口定住対策や少子化に関する施策に取り組んできました。これに対し、平成27(2015)年国勢調査(確定値)は、15,520人と公表され、▲2,480人となりました。

■将来目標人口達成に向けた総合戦略での取組

将来目標人口達成のため、第4次総合計画の後期基本計画の重点プロジェクトに人口減少対策プロジェクトとして位置づけ取り組むとともに、平成27(2015)年10月に策定した垂水市総合戦略等^{補足22}においても、「ひと」と「しごと」の好循環を作り、その好循環を支える「まち」の活性化に向けた施策に取り組んでいます。

■垂水市人口ビジョンとの比較

垂水市人口ビジョン^{補足23}における平成27(2015)年推計人口と平成27(2015)年国勢調査人口を比較すると、人口ビジョンが15,712人、国勢調査(確定値)が15,520人で、その差は▲192人となっています。

また、生産年齢人口の比較では、人口ビジョンが8,228人(52.4%)で、国勢調査が8,015人(51.6%)、その差は▲213人となっています。

一方で、年少人口の比較では、人口ビジョンが1,490人(9.5%)で、国勢調査が1,524人(9.8%)、推計値より34人増加しているという結果になりました。この結果から、生産年齢人口は大きく減少していますが、年少人口は子育て支援策等の効果が表れていることが推測されます。

ただし、人口減少に対して即効性のある対策があるわけではなく、基本的な課題にしっかり向き合い、成果を徐々に上げていくことが重要となります。

✓ 平成27年国勢調査と垂水市人口ビジョン(平成27年推計人口)との比較 ^{補足24}

	人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
H27国勢調査 (確定値) …①	15,520	1,524 (9.8)	8,015 (51.6)	5,981 (38.5)
垂水市人口ビジョン (推計値) …②	15,712	1,490 (9.5)	8,228 (52.4)	5,994 (38.1)
差(①-②)	▲192	34	▲213	▲13

※()は割合

補足22

垂水市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

垂水市の目指すべき将来の方向性や人口の中長期展望となる「垂水市人口ビジョン」を踏まえ、今後5か年の目標や具体的な施策をまとめたもの。



補足23

垂水市人口ビジョン

国の長期ビジョンの趣旨を踏まえ、本市の長期的な人口見通しを示すもので、「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「垂水市総合戦略」という。)の策定及び垂水市総合戦略の施策立案にあたっての重要な基礎資料。

補足24

資料出典元

総務省「国勢調査」、
「垂水市人口ビジョン」

✓ 将来推計における年齢3区分別人口割合の推移 ^{補足25}

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
年少人口 (0~14歳)	1,773 (10.3)	1,490 (9.5)	1,305 (9.1)	1,123 (8.6)	983 (8.3)	872 (8.2)	769 (8.1)
生産年齢人口 (15~64歳)	9,434 (54.7)	8,228 (52.4)	6,963 (48.6)	6,005 (46.2)	5,278 (44.8)	4,756 (44.7)	4,238 (44.6)
老年人口 (65歳以上)	6,041 (35.0)	5,994 (38.1)	6,060 (42.3)	5,881 (45.2)	5,523 (46.9)	5,001 (47.1)	4,501 (47.3)
計	17,248 (100.0)	15,712 (100.0)	14,328 (100.0)	13,009 (100.0)	11,784 (100.0)	10,629 (100.0)	9,508 (100.0)

※()は割合

■世帯数の推移

本市における昭和55(1980)年~平成27(2015)年の世帯数の推移をみると、昭和60(1985)年の8,279世帯をピークに一貫して減少傾向にあり、平成27(2015)年は6,970世帯となっています。そのうち、高齢単身世帯をみると、一貫して増加傾向にあり、平成27(2015)年は全世帯の20.2%(1,407世帯)となっています。

✓ 垂水市における世帯数の推移 ^{補足26}



MEMO 欄

補足25

資料出典元

「垂水市人口ビジョン」

補足26

資料出典元

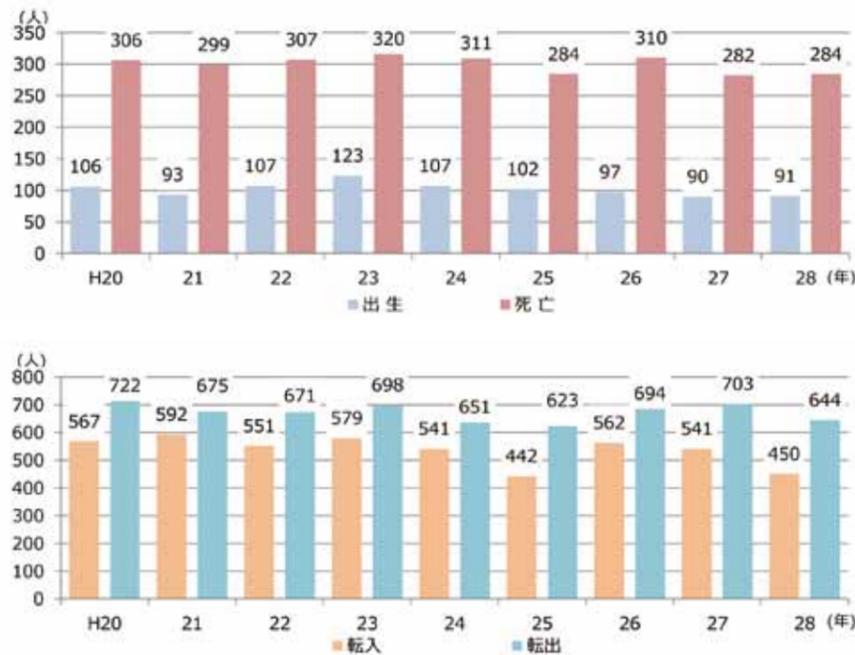
総務省「国勢調査」

■人口動態の推移

自然動態の推移については、出生数から死亡数を引いた数の差が広がりつつあり、少子高齢化が進行しています。今後も少子高齢化の影響により、自然増減数は減少が予想されることから、引き続き、出生数の増加に向け、出産・子育てのしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

社会動態の推移については、毎年、転入者数より転出者数が多くなっており、転出超過の状態が続いています。進学や就職に伴う転出が原因であることから、働く環境の場の確保等に取り組む必要があります。

☑ 自然動態の推移 補足 27



補足 27

資料出典元

垂水市「市人口移動調査」
以下、同様



MEMO 欄

(10) 財政状況

① 歳入

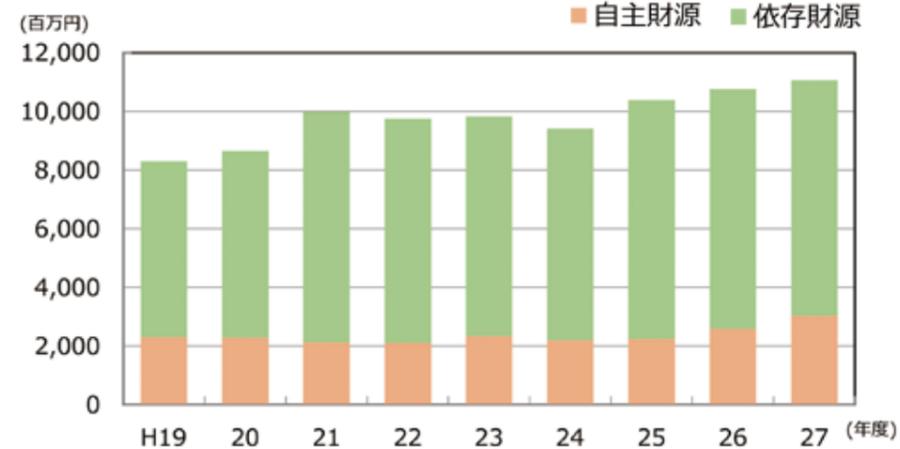
歳入については、一般会計の決算額が103億～110億円台(平成25(2013)～27(2015)年度)です。自主財源の割合が21～27%と、国や県に対する依存度が高く、歳入の約4割は地方交付税となっています。

1) 平成27(2015)年度一般会計歳入決算額

110億6,004万1千円

2) 歳入に占める自主財源額・依存財源額の割合 補足 28

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自主財源	2,301	2,280	2,119	2,100	2,339	2,200	2,246	2,584	3,028
割合(%)	27.7	26.3	21.2	21.5	23.8	23.4	21.6	24.0	27.4
依存財源	5,998	6,377	7,859	7,651	7,486	7,214	8,144	8,174	8,032
割合(%)	72.3	73.7	78.8	78.5	76.2	76.6	78.4	76.0	72.6
歳入総額	8,299	8,657	9,978	9,751	9,825	9,414	10,390	10,758	11,060



補足 28

資料出典元

垂水市財政課
以下同様

自主財源

地方公共団体が自らの手で収納できる財源

依存財源

国や県からの交付金や借入れによる財源



MEMO 欄

② 歳出

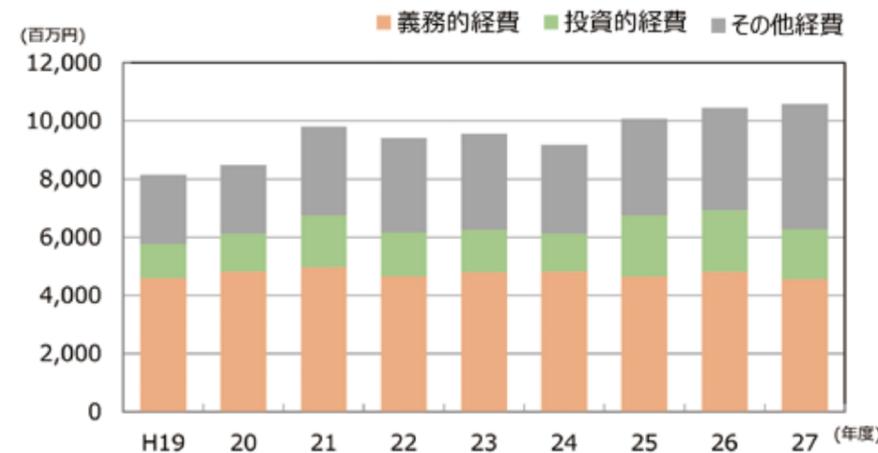
歳出については、一般会計の決算額が3年連続で100億円(平成25(2013)～27(2015)年度)を超えるなど増加傾向にあります。主な要因はその他経費の中の積立金、**ふるさと応援寄附金**補足29の返礼品費の増加が挙げられます。また、義務的経費は行財政改革を推進したことで人件費、公債費が減少しており、現在のところは減少傾向ですが、今後は高齢化率の上昇による扶助費の増加が見込まれるため義務的経費も増加する見込みとなっています。

1) 平成27(2015)年度一般会計歳出決算額

105億7,987万3千円

2) 歳出総額・性質別歳出額の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
義務的経費	4,593	4,820	4,981	4,669	4,795	4,815	4,656	4,812	4,558
うち人件費	1,930	2,117	2,288	1,881	1,981	1,963	1,845	1,925	1,770
投資的経費	1,180	1,299	1,767	1,493	1,468	1,297	2,093	2,112	1,721
その他経費	2,366	2,366	3,053	3,241	3,294	3,059	3,326	3,528	4,300
合計	8,139	8,485	9,801	9,403	9,557	9,171	10,075	10,452	10,579



MEMO 欄

補足29

ふるさと応援寄附金

ふるさと納税制度における寄附金の募集や活用用途については、「垂水市ふるさと応援基金条例(平成20年6月施行)」を定め、寄附金をまちづくりに活用している。寄附実績や活用実績は、垂水市公式WEBサイトで公表。

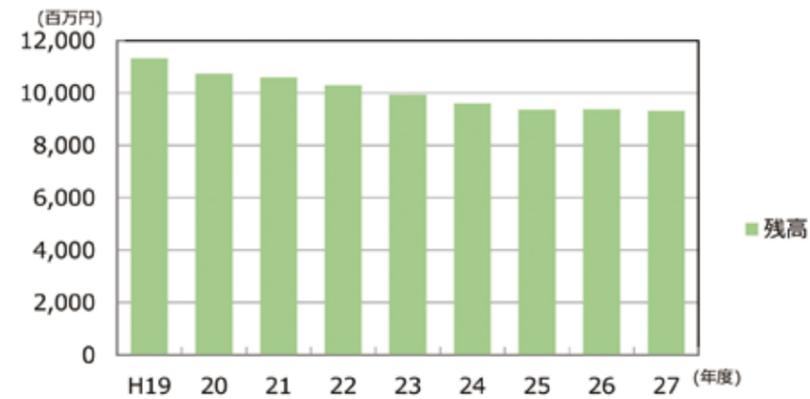


③ 地方債・基金の状況

地方債補足30・**基金**補足31の状況については、市の貯金である基金の残高は約35億2,700万円(平成27(2015)年度決算)、また、借金である地方債残高は約93億円ですが、市債の新規発行を抑制し、返済を進めるなどして減少しています。

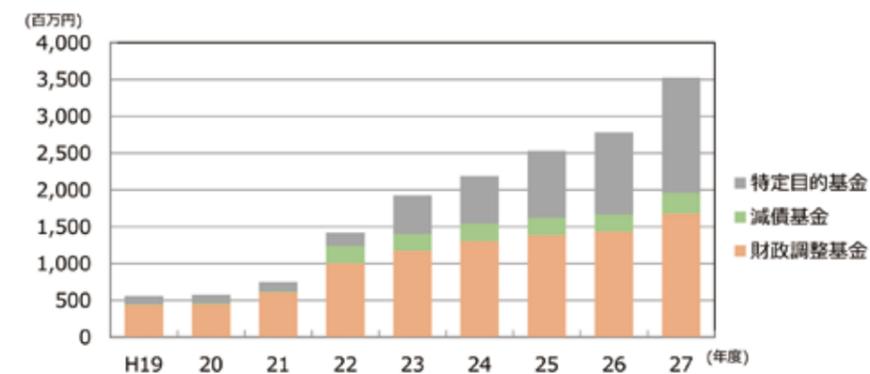
1) 市債残高の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
残高	11,322	10,729	10,600	10,300	9,930	9,606	9,360	9,374	9,318



2) 基金残高の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政調整基金	436	446	611	1,002	1,171	1,305	1,387	1,431	1,678
減債基金	10	10	10	234	234	234	234	234	284
特定目的基金	109	117	126	182	521	650	909	1,113	1,565
合計	555	573	747	1,418	1,926	2,189	2,530	2,778	3,527



MEMO 欄

補足30

地方債

地方公共団体が財政収入の不足を補うため、一般会計年度をこえる期間にわたって負う金銭債務。

補足31

基金

地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産。

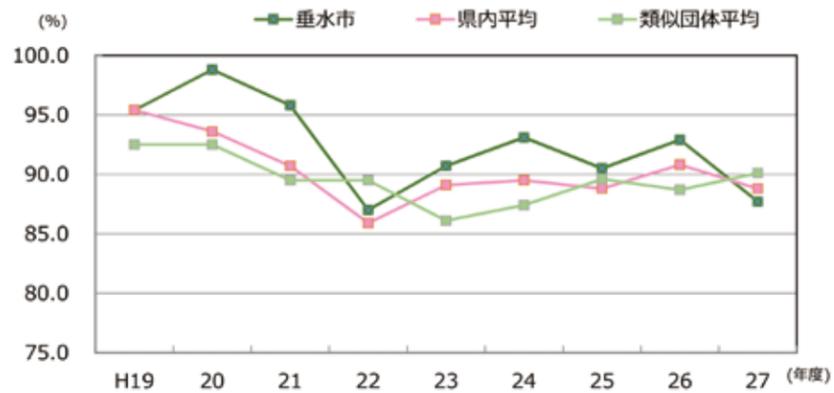
- ①**財政調整基金**
突発的な災害や緊急を要する経費等に対処するための基金。
- ②**減債基金**
市債の償還(返済)の増加に備えるための基金。
- ③**特定目的基金**
財政調整基金及び減債基金を除いた基金で、特定事業のための積立や定額の資金を運用するための基金。

④ 財務指標

財務指標について、自治体の財政健全度を示す実質公債費比率は、10.5%（平成27（2015）年度決算）と警告ラインの18%を下回っています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成20（2008）年度の98.8をピークに87.7（平成27（2015）年度決算）となっています。依然として財政構造は硬直化しており余裕はありませんが、健全な財政運営は維持できているといえます。

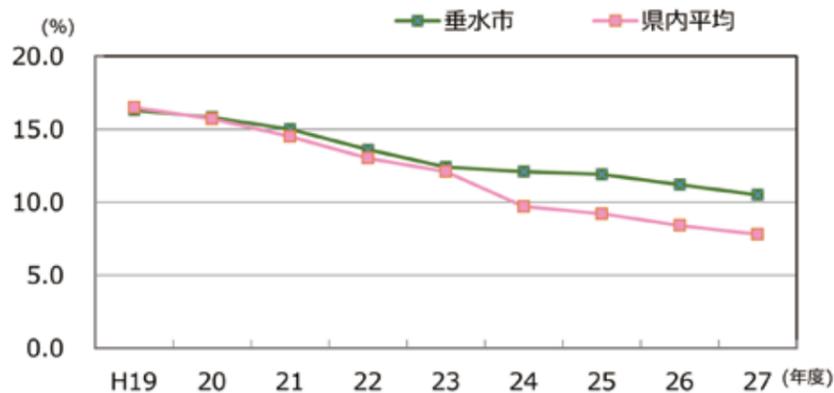
1) 経常収支比率 補足32

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
垂水市	95.4	98.8	95.8	87.0	90.7	93.1	90.5	92.9	87.7
県内平均	95.4	93.6	90.7	85.9	89.1	89.5	88.8	90.8	88.8
類似団体平均	92.5	92.5	89.5	89.5	86.1	87.4	89.6	88.7	90.1



2) 実質公債費比率 補足33

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
垂水市	16.3	15.8	15.0	13.6	12.4	12.1	11.9	11.2	10.5
県内平均	16.5	15.7	14.5	13.0	12.1	9.7	9.2	8.4	7.8



実質公債費比率	地方債の借入対応
(1) 18%未満	自由に地方債の借入が可能
(2) 18～25%未満	総務省、都道府県による地方債の借入の許可が必要
(3) 25～35%未満	一定の地方債の起債が制限される

補足32

経常収支比率

経常収支比率は、経常一般財源（市税・普通交付税など毎年連続して収入され自由に使用できる財源）が経常経費（人件費・公債費・施設の運営費など毎年支出することが決まっている経費）にどの程度使われているかを見る指標。一般的に70～80%が望ましいとされています。

補足33

実質公債費比率

実質公債費比率は、自治体の財政健全度を示す新しい指標として総務省が平成18年度に導入したものです。従来は考慮されていなかった水道事業会計など公営企業会計の借入金返済に対する一般会計からの繰出金なども、実質的な公債費として算入することで、財政の「実質」が反映されるものです。わかりやすく言えば、「収入のうち、どのくらいの割合を借金返済に充てているか」を示す指標で、低いほど「財政状態が健全」なことを意味します。また、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、この数値で起債制限等が行われることとなり、この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされ、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。

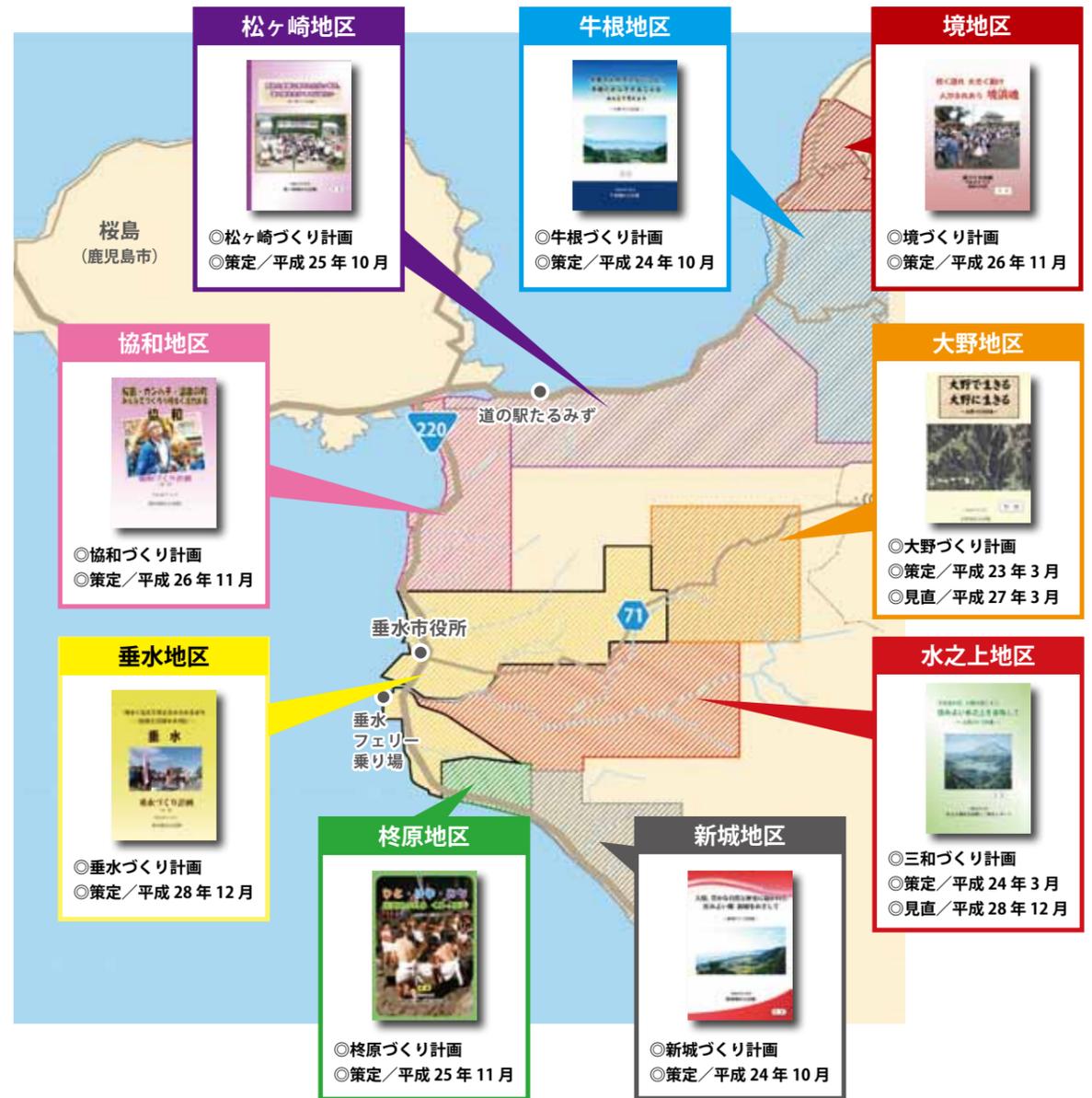
(11) 地域振興計画によるまちづくり

地域振興計画補足34は、地域を盛り上げ、より住み良い地域を作っていくため、平成21（2009）年度から大野地区をかわきりに、各地区と行政がともに知恵を出し合い策定しているものです。計画は、皆さんが「自分の地区はこうありたい」と願う姿を実現するために、「だれが、いつ、何をやる」のかを「行動計画」としてまとめており、本計画をもとに、イベントの開催から地域産品の商品開発・ブランド化のための施設整備まで、幅広い活動が展開されています。計画期間は10年間で、その計画実現を支えている財源として、「ふるさと納税」や国の交付金などを活用しています。これまで、市内9地区全てで計画が策定され、大野地区においては平成28年度農林水産祭むらづくり部門において内閣総理大臣賞を受賞するなど高い評価を受けています。

補足34

地域振興計画

経地域振興計画に関する情報は、垂水市公式WEBサイトでもご覧いただくことができます。



2 市民から見た垂水市 (公開講座、中学生向けアンケート結果から)

第5次総合計画づくりにおいて、市民の意向を把握するため、鹿児島大学の協力による公開講座や中学生を対象にしたアンケート調査を実施しました。

(1) 市民向け鹿児島大学公開講座

市民と行政が本市のまちづくりにおける課題について認識を共有するとともに、課題に対する市民の考えやアイデアを把握し、第5次総合計画に反映させるため、3回の公開講座を実施しました。

テーマは、第4次総合計画の政策に対する市民満足度調査結果において、市民からのニーズが高い「医療・介護体制の充実」、「働く環境の充実」、「子育て支援策」の3テーマとしました。

① 医療・介護体制の充実

テーマ	みんなが健康で、素敵な人生を送るために
サブテーマ①	今、自分たちがすべきこと
キーワード	◎心身の健康を保つ ◎趣味 ◎地域での交流 ◎近所付き合い
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ▶日頃から自分・家族の健康状態を知り、体に良い食事や定期的な運動を行い、健康維持に努める ▶趣味を楽しんだり、ボランティア活動やいきいきサロン等で地域交流することによって心の健康を保つ ▶近所付き合いを強くし、思いやりの心を持って、困っている人がいたら地域で助け合う
サブテーマ②	今、自分以外（家族、友達、市、国）に望むこと
キーワード	◎医療・福祉・介護を担う人材の確保と育成、制度等の充実 ◎地域全体で支え合う体制づくり（地域での見守り・支え合い・助け合いの地域づくり） ◎健康づくりのための支援、情報提供
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ▶小児科や整形外科、眼科、耳鼻科等の医師及び看護・福祉・介護の人材確保と育成により、医療体制の充実を図る ▶交流や付き合いを増やすため、地域内で気楽に集まれる場所や機会をつくる ▶寄合に参加する機会を増やすため、住宅の改修（空き家・荒地の整備）や、交通手段の確保等の環境を整備する ▶健康づくりの施設を充実させ、市民全員で取り組めるスポーツ体操のようなソフトメニューを開発する ▶介護保険制度に関する情報の提供に努めてほしい

サブテーマ③	未来の人たちのために、今、自分たちができること
キーワード	◎地域づくり・人づくり ◎健康づくりの創出 ◎医療・介護に関する教育の充実 ◎医療費の抑制
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ▶自ら健康づくりのための場・機会・環境を創り出す ▶地域における交流を促進する ▶健康・医療・介護に関して世代間交流を図りながら教育機会を充実させる ▶健康を維持することで医療費の抑制を図る ▶将来の人材確保に向け、医療・介護分野の働く場の確保に努める

② 働く環境の充実

テーマ	顧客は誰か？ 10年後も垂水市で誇りを持って働き続ける環境を実現するために
サブテーマ①	担い手（今住んでいる若者（中高生））育成について ～今住んでいる若者（中高生）にとっての働くことのニーズは何であり、そのニーズに垂水市はどう答えることができるだろうか？
キーワード	◎働く環境の基盤づくり（若者が集える場・中高生の遊ぶ場） ◎働く場としての環境づくり
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ▶若者が集える場・中高生が遊ぶ場、地元に残りたいと思える環境づくり ▶若者の生の声を掴み取り、働く場としての環境をつくっていく ▶職場体験などで若者が想定する仕事内容と実際の仕事内容とのギャップを解消する ▶SNSを活用し、仕事について常に情報発信をするとともに、若者のニーズを汲み取り、環境づくりに活かす
サブテーマ②	担い手（Iターン者、Uターン者）育成について ～Iターン者、Uターン者にとっての働くことのニーズは何であり、そのニーズに垂水市はどう答えることができるだろうか？
キーワード	◎働く環境の基盤づくり（住居の整備、風景の保全と文化の継承） ◎就業環境支援、受入促進（支援と地域の理解・協力）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ▶Iターン、Uターンしやすい住居の整備や、垂水が誇れる田の風景や生活文化、行事を保全・継承し、Iターン者、Uターン者が働く環境基盤をつくる ▶Iターン者、Uターン者用の相談窓口をつくり、何に困っているか把握し（Iターン者、Uターン者のニーズを把握し）、一緒に考えアドバイスや指導する体制（環境）づくり ▶特にIターン者が垂水の暮らしに溶け込むために、通じにくい方言はなるべく使わず話したり、誰もが地域の代表として親切にする等、細やかな支援を行い、地域で理解・協力を進める

サブテーマ③は次のページで紹介

②働く環境の充実 テーマ「顧客は誰か？ 10年後も垂水市で誇りを持って働き続ける環境を実現するために」の続き

サブテーマ③	消費者（地元の人）ニーズへの対応について ～どのような条件があれば地元の人がリピーターとなって垂水市の産品を購入し、消費するだろうか？
キーワード	◎行政の補助 ◎売り場への交通 ◎販売・宅配制度 ◎物産館・加工施設（ハード整備） ◎地産地消 ◎安心安全 ◎地元の人向け ◎加工・調理・レシピ ◎少量販売 ◎品質 ◎周知・PR ◎情報
まとめ	▶新鮮な商品を並べられる売場があること ▶多角的な売り方が必要 ▶子育て世代・高齢者の為に、売り場までの公共交通（バス）が整備されていること、または、宅配サービスがあること等、生活に密着したワンストップショッピング ▶地元産であること（＝安心安全につながる） ▶地元産を原料とし、さらに調理の手間が省ける加工品や惣菜があること ▶販売とあわせ、市民に対するお得な情報発信が重要である
サブテーマ④	消費者（観光客）ニーズへの対応について ～どのような条件があれば観光客がリピーターとなって垂水市の産品を購入し、消費するだろうか？
キーワード	◎販売機会の支援 ◎販売場所の定着 ◎ここにしかない商品・サービス ◎ネット販売 ◎SNS等の情報発信
まとめ	▶少数の商品でも販売できる施設、女性・子どもが楽しんで遊べる所や楽しく宿泊・体験ができる施設を充実させる ▶垂水でしか食べられない物・体験できないこと（垂水オリジナル）を開発、充実させる ▶箱物やネットなど多様なチャンネルで、生産現場や垂水の人が伝わるPR・情報発信を充実させる

③ 子育て支援策

テーマ	教育サービスを越えて、 どんな『垂水らしい風』を吹かせて子育ての魅力を高めていくか？
サブテーマ①	『育ってほしい子どもの姿』と現実の子育てとのギャップを どう埋めたいだろうか？（成長に応じた備えの観点から）
キーワード	◎医療支援 ◎経済支援 ◎成長面支援
まとめ	▶医療面での支援として、産科への交通費補助、病院等で病児保育サービスを行う 子育て中の親が相談しやすい、自身も子育て中の保健師による相談体制を充実させる ▶経済面での支援として、児童手当を増額し、18歳まで拡充する 医療費のシステムを改善（窓口支払いをなくす等）する ▶成長面での支援として、場（遊ぶ場、学童保育、子ども食堂）の設置 産前・産後の母親への家事支援、給食サービス等を整備 子育て世帯のための住宅、相談窓口を充実させる 家庭と行政だけでなく、社会全体で育ってほしい子ども姿を共有する

サブテーマ②	『育ってほしい子どもの姿』と現実の子育てとのギャップを どう埋めたいだろうか？（親の仕事・生活の観点から）
キーワード	◎病児保育 ◎ふれあえる場の確保（地域でのふれあい） ◎周りの理解
まとめ	▶学童保育の拡充、医療体制・医療サービスの充実を図る ▶全ての市民が労働と子育ての価値と大変さを理解し合うことが、 子育ての共感につながり、地域での一体感が生まれる。地域全体で見守り、支援を行う
サブテーマ③	『育ってほしい子どもの姿』と現実の子育てとのギャップを どう埋めたいだろうか？（学校教育の観点から）
キーワード	◎自立・自活できる子どもを育てるための仕組み （家庭での教育、小規模校ならではの、学力向上、ICT教育）
まとめ	▶自立・自活させるための教育、環境づくり ▶学校や家庭で過ごす時間を大切に ▶巡回図書・学童保育の充実を図る ▶全ての子どもが様々な体験・チャレンジができるように ▶小さい学校ならではの密な連携を行うとともに、垂水の自然を生かす遊び場・公園を 整備し、他学年・多世代との交流促進を図る ▶外国語教育に力を入れる（「垂水に住めば英語力があがる」と言われるように） ▶高度情報化社会を見据えて、ICT教育を充実させる
サブテーマ④	『育ってほしい子どもの姿』と現実の『子育て支援』とのギャップを どう詰めたいだろうか？（地域づくりの観点から）
キーワード	◎少子化（小規模校同士の交流、地域との交流、学力向上） ◎地域（若い人の参加促進、横のつながり）
まとめ	▶地域行事を行うことが困難になってきているが、地域行事は学校や家庭にはない教育力 があるので、小規模校が合同で実施したり、地域を巻き込んだ開催により地域交流を推 進する ▶地域の若い人や保護者を含めた参加を促進し、地域づくりにつなげる
サブテーマ⑤	『育ってほしい子どもの姿』と現実の『子育て支援』とのギャップを どう詰めたいだろうか？（健やかなからだづくりの観点から）
キーワード	◎交流の場 ◎親がほっとする（来やすい）場 ◎食育 ◎郷土愛
まとめ	▶転入者や垂水以外の出身の親、多世代等が参加しやすい交流の場をつくる ▶公民館などで、気軽に人が集まり、交流できるような場所や食育支援のための 人材確保等の事業を推進する ▶ママ・パパ学級・健診の場など、妊娠期・乳児期からの親同士がつながる場をつくる ▶学校行事・地域行事に参加し、顔を合わす回数を増やす

(2) 高校生向け鹿児島大学公開講座

先に記載した「(1) 市民向け鹿児島大学公開講座」とあわせて、市内唯一の高等学校である垂水高等学校の生徒が参加し、生徒自身がこれからのまちづくりについて提案する機会を持つことで“垂水らしさ(本市の魅力や特徴)”について生徒に気づきをもたらし、本市に対する愛着・誇りの醸成を図るとともに、次代を担う高校生の意見やアイデアを第5次総合計画に反映させるため、高校生向け公開講座を実施しました。

第2回市民向け鹿児島大学公開講座で話し合われた「働く環境の充実」において、次代を担う若者が働く場として何を求めているのか、若者の声を聞きたいという声が多く挙がりました。そこで、「どういうまちであれば、垂水を働く場・生活の場として選択するだろうか?」をテーマとしてワークショップを行いました。

テーマ	どういうまちであれば、垂水を働く場・生活する場として選択するだろうか?
サブテーマ①	10年後の垂水にも残ってほしいモノ・コト・人
出された意見	①自然 ②温泉 ③人 ④店・施設 ⑤垂水フェリー ⑥歴史 ⑦垂水高校 ⑧病院 ⑨水産業 ⑩フィッシュガール ⑪特産物(カンパチ・ブリ) ⑫地域との交流、観光名所 ⑬イベント(垂水フェスタ、地域の祭り) ⑭自然を活かした活動 ⑮人が少ないこと、⑯ボランティアの精神 ⑰垂水市そのもの
サブテーマ②	10年後の垂水にも残ってほしいモノ・コト・人
出された意見	①交通(もっと便利になってほしい) ②店 ③施設・設備(市体育館・アパート、健康づくりのための施設) ④観光名所や遊園地 ⑤近くに病院を増やす ⑥若者・高齢者が出来ない仕事 ⑦歩道(高齢者) ⑧灰が多い ⑨交通の便が悪い ⑩買い物できる店が少ない ⑪近くで物が手に入るようにしてほしい ⑫若者向けの店が少ない ⑬イルミネーションの工夫がほしい(若者向け) ⑭市民交流の機会(イベントが少ない) ⑮人口⑯高校に水産科があれば、もっとカンパチをPRできる→地元就職につながる ⑰おしゃれな自然と食を生かすべき ⑱垂水高校 ⑲漁港 ⑳自然(市外の人向けのPR、泳げる場所) ㉑職種 ㉒高齢者向けのサービス ㉓集いの場がない
まとめ	<p>高校生が垂水を働く場・生活する場として選択する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 職場 特産品・水を生かした若者の働ける場が確保されていて、多様な職種があること。若者が働く場が多くあること。農業の特産品を開発する ▶ 買い物利便性 雑貨屋、服屋など若者が利用するお店を増やす、充実させる。商店街に活気があること(買い物して楽しい場所があること) ▶ 交通利便性 交通機関が充実していること ▶ 住環境 きれいなマンションや、高齢者が安心して暮らせる施設があること。多様な施設が充実していること ▶ 自然環境 豊かな自然とおいしい食があること。ここにしかない自然・食があること ▶ 都市ブランド 積極的に「垂水」を情報発信してPRすること。特産品のPRを積極的に行う(雇用の創出と市外へのPR) ▶ 医療・福祉環境 病院を増やし、既存の病院の待ち時間を減らす。老人ホームを整備する(雇用の創出も図れる)。 ▶ 子育て環境 市単独での医療費の補助がある(子育て環境・医療福祉体制)

(3) 中学生向けアンケート調査

まちづくりへ参加する意識、及び本市に対する愛着・誇りの醸成を図るとともに、次代を担う中学生の意見やアイデアを第5次総合計画に反映させるため、中学生を対象に「垂水市の将来のまちづくりを考える中学生アンケート」^{補足35}を実施しました。

補足35

中学生アンケート

アンケートの主な質問項目は次のとおりです。

- ①回答者の属性(性別、居住地域等)
- ②垂水市の印象
 - 垂水市が好きか?
 - 好きな理由
 - 好きでない理由
 - 垂水市への居住意向
 - 垂水市に住み続けるための大事なこと
 - 垂水市の好きなどころ
 - 垂水市の印象
- ③自由意見(あなたが市長だったら、どんなまちにしたいか?)

① 調査概要

調査概要

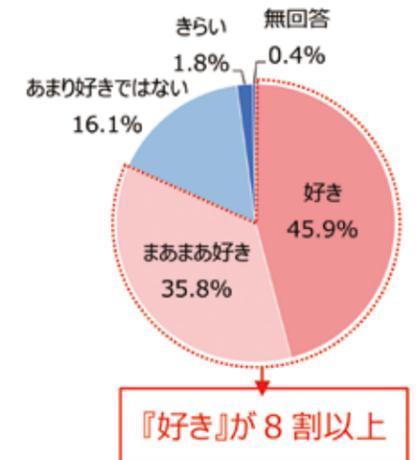
対象	垂水中央中学校の1～3年生(279名)
調査方法	学校の協力のもと、直接配布・回収
調査期間	平成29(2017)年6月

② 調査結果

1) 垂水市への愛着と好きな理由、好きではない理由

中学生の8割以上が、垂水市が『好き』と回答しており、好きな理由は、「家族や親しい友人などがいるから」、「自然環境が豊かだから」等となっています。また、「あまり好きではない」もしくは「きらい」な理由は、「娯楽施設など遊べる場所がないから」、「商業施設が少ないから」「好きな施設や場所がないから」等が挙げられました。

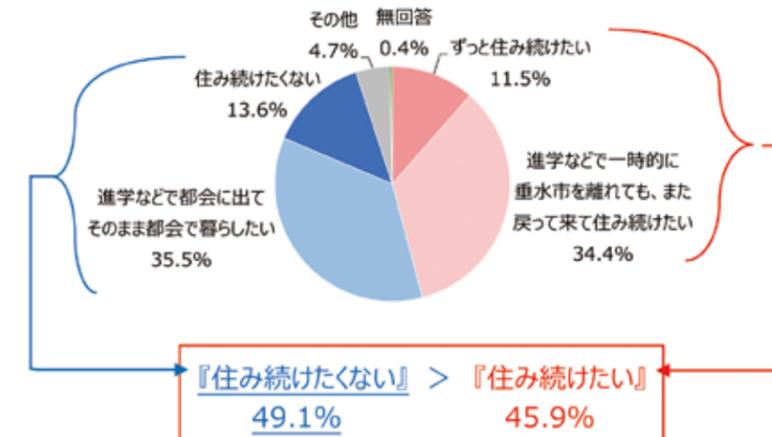
[垂水市への愛着 N=279]



2) 垂水市への永住意向

垂水市が『好き』が8割以上となっている一方で、永住意向については、『住み続けたい』が45.9%なのに対し、『住み続けたくない』が49.1%と、『住み続けたい』を僅かながら上回っています。

[垂水市への永住意向 N=279]



3 次代に引き継ぐ「垂水らしさ」、次代へつくる「垂水らしさ」

市民向け公開講座や高校生向け公開講座において、本市のこれからのまちづくりについて話し合う中で、「垂水の〇〇なところは子や孫の世代まで残したい」、「垂水の〇〇はずっと変わらないでほしい」といった、今の垂水の魅力が挙げられるとともに、「垂水をもっと〇〇なまちにしたい」、「こんな〇〇を次世代のためにつくっていききたい」といった思いも多く挙げられました。

わたしたちは、豊かな水や自然、温暖な気候といった地域特性を活かし、知恵と工夫を織り込み、垂水な

らではの農林水産物などの地域資源を守り育ててきました。また、この地域資源を守り育てるために、人々が培ってきた知恵や工夫、助け合い・支え合いの心も含めて“地域の宝物”です。地域資源を活かし、磨き、“地域の宝物”として育て、守ってきたわたしたちの思いこそが“垂水らしさ”です。

わたしたちは、次の世代のために、地域資源を守りつつ、“地域の宝物”を増やし、つくっていきたいと考えています。そこで、今ある垂水の魅力やわたしたちの思いを“次代に引き継ぐ「垂水らしさ」、次代へつくる「垂水らしさ」”としてまとめています。



水

垂水城（元垂水）の崖下に、岩の間から清水が滴々と垂れて溜水があり、この辺一帯の唯一の飲料水であったことから有名となり、この地名が起こった一、また、シラス台地から水晶のような清らかな水が湧く「垂水」であったから一、その他、海山の恵みが満ち足りていたので「タリミチ」が転じた一、等が「垂水」の由来であると言われてしています。その由来のとおり、清らかに湧き出る水は、全ての命の源であり、わたしたち垂水の「美しい」や「美味しい」、「楽しい」、「嬉しい」も、この水の恩恵を多分に受け、生まれ続けています。



自然・景観

雄大な錦江湾と桜島、清冽な水が流れ落ちる猿ヶ城溪谷、そして、人の暮らしの中でその恵みを受けつつ守ってきた田の風景一。それらは、垂水に住むわたしたちの日常にありつつも心を動かされ、進学や就職などで離れていても思い出し、戻りたいと思わせる、垂水にしかない自然です。

次代からのメッセージ

豊かな自然、桜島や錦江湾のある美しい景観を守りたいという声が多く、あわせて、垂水らしい自然や温泉、ブリやカンパチといった水産物などの農水産物、食資源を積極的にPRして、観光に活かすという意見も多数挙げられました。



人のふれあい

わたしたち垂水も人口減少・少子高齢化の流れのなかにあり、担い手不足やにぎわいの喪失など、様々な影響を受けています。その大きな流れを急に変えることはできません。しかし、人が少ないからこそ生まれるふれあいや助け合いの心があります。職場、学校、地域、家族一人とのふれあいから生まれる心のあたたかさが垂水の魅力です。そのふれあいの中で、地域の伝統や文化がその心とともに引き継がれ、垂水の魅力をさらに高めていきます。



次代からのメッセージ

子どもから大人まで集える場や行事が多くあり、みんなが仲良く安心して笑顔で暮らせるまち、人と人が助け合うまちにしたい、という声が多く挙げられました。



暮らしやすさ

西には桜島、錦江湾を挟み県都鹿児島市へは車で1時間、南には大隅半島の商業集積地である鹿屋市へ30分、北には鹿児島空港を持つ霧島市へ1時間30分で到着でき、大型商業施設や医療機関等、暮らしに快適な都市機能を補完しています。垂水で生まれ育った子どもたちが「垂水に住み続けたい」と思えるように、清らかに湧き出る水や豊かな自然、あたたかな人とのふれあいといった、生活する場としての“垂水らしさ”を守りながら、医療体制の充実や買い物・交通利便性といった、人が集まり働く場として最適な都市機能を整備していく必要があります。



次代からのメッセージ

望まぬまちの姿として、若者が楽しめるショッピングモールやにぎわいのある商店街、利便性の高い交通、充実した医療体制、事故や犯罪、災害の少ない安全なまち等とともに、今ある自然や風景を守り、みんなが仲の良いまちにしたい、という声が多く挙げられました。

第2部 基本構想

将来像など、総合
計画の基本となる
構想をご紹介します！



Future vision

第1章 / 将来像

1 将来像

これからの垂水市が目指していくまちの姿を、次のとおり「まちの将来像」として掲げます。

将来像

九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水

(1) それぞれの地域の特性を活かし、共につながり・支え合う

市内9つの地域拠点地区において、地域住民自身がこれからの地域づくりの考え方や将来像を盛り込んだ地域振興計画を策定し、各地域の特性（彩り）を活かしたまちづくりが進められています。

地域住民がまちづくりの主役となるからこそ生まれる、地域間や世代間の垣根を越えた助け合い・支え合いの心を育みながら、垂水に関わるみんなで地域資源を掘り起こし、磨き“地域の宝物”として積極的に活用しています。

(2) 豊かな自然や文化に包まれ、健やかな「心身」を保持する

本市は、飲む温泉水が有名なまちで、水が豊富であることは、市の名称の由来になるほどです。さらに、錦江湾に面した温暖で優れた地形を活かし、カンパチやブリなどの養殖漁業をはじめ農林水産業が盛んです。

これら豊かな自然と食、歴史、ひとの暮らしとその積み重ねである文化、伝統などは誇るべき“地域の宝物”の一つです。

その“宝物”は、地域に住むわたしたちの健康的な心身の土台となっており、みんながいきいきと健やかに希望する場所で暮らしています。

(3) 次世代を担う子どもたちへ、守り・つくり・つなぐ

わたしたちが、地域の中で支え合いながら、いきいきと明るい気持ちで暮らす姿は、次の世代を担う子どもたちが地域を愛し、誇りに思う心を育みます。

子どもの健やかな成長を願い、地域全体で子どもを守り育てるとともに、垂水の豊かな自然や文化、伝統を守り、暮らしやすく活気のあるまちをつくり、子どもたちへ未来の垂水をつないでいきます。

Viewpoint

第2章 / まちづくりの視点

1 将来像を実現するための視点

将来像を実現するためには、市民、地域、事業者、行政等、本市に携わる多様な主体が協働し、次の視点で、まちづくりに取り組む必要があります。



(1) 地域の宝物 / 地域資源を積極的に活用します

豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、製造品及びその生産技術、観光資源などの地域資源は、先人が知恵や助け合いによって、守り育ててきた“地域の宝物”です。この宝物を市民、地域、事業者、行政等によってさらに掘り起こし、磨き、積極的に活用します。

(2) 市民主体 / 自ら考え共に行動します

市民がまちづくりに主体的に参画し、行政は、市民がまちづくりについて自ら考え、行動できるような市政を推進します。市民、地域、事業者、行政など多様な担い手が、各々の役割を分担し、共に行動します。

(3) 次世代人材育成 / 地域“愛”を育みます

地域の中で一人ひとりが生きがいをもって活躍することは、地域を愛し、誇りに思う気持ちを育み、垂水のまちづくりを担う気持ちへとつながります。家庭、地域、学校、事業者、行政などが力を結集し、次世代の垂水を担う人材を育成し、地域に住み続けられる環境を整えます。

(4) 安全・安心 / みんなで支え合います

すべての市民が、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らせることがまちづくりの基本です。いつまでも安心して暮らしていけるよう、みんなで協力し合い、共に支え合います。

Objective

第3章 / まちづくりの目標

1 将来の見通し

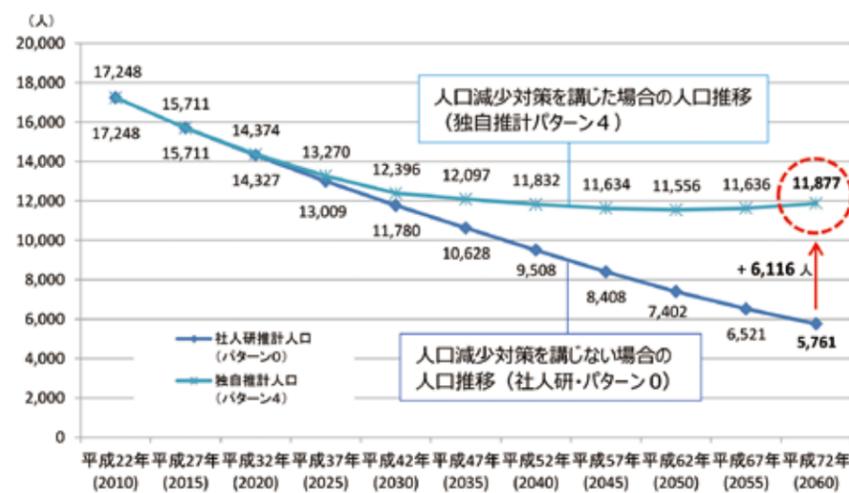
平成22(2010)年国勢調査時における本市の総人口は17,248人、平成27(2015)年は15,520人と減少しており、今後も引き続き減少することが予想されています。

(1) 垂水市人口ビジョンにおける目標人口の考え方

本市の人口は減少傾向にあり、**社人研 補足1**の推計値によると平成52(2040)年には9,508人と1万人を割ると推計されています。

そこで、平成28(2016)年度に策定した垂水市人口ビジョンにおいて、人口移動の均衡化と若年子育て世帯の移住促進を図ることで、年少人口、生産年齢人口、及び老年人口の構造変化を促し、少なくとも生産年齢2人以上で高齢者1人を支える社会の実現を目指すとして、平成72(2060)年時点で12,000人を維持するという目標を設定し、人口減少対策に取り組んでいます。

人口推移と将来展望 補足2



	平成22年(2010)	平成27年(2015)	平成32年(2020)	平成37年(2025)	平成42年(2030)	平成47年(2035)	平成52年(2040)	平成57年(2045)	平成62年(2050)	平成67年(2055)	平成72年(2060)
社人研推計人口 (パターン0)	17,248	15,711	14,327	13,009	11,780	10,628	9,508	8,408	7,402	6,521	5,761
独自推計人口 (パターン4)	17,248	15,711	14,374	12,270	12,396	12,097	11,832	11,634	11,556	11,636	11,877

補足1

国立社会保障・人口問題研究所の略

1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っています。

補足2

資料出典元

垂水市人口ビジョン以降、同様

独自推計 (パターン4) 達成のための条件

独自推計

- ▶ 平成42(2030)年までに転入数と転出数が同数となり人口移動が均衡すること
 - ◎合計特殊出生率は、平成42(2030)年までに1.8となり、以後同率で推移
 - ◎純移動率は、平成42(2030)年までに人口移動が均衡(転入・転出数)
- ▶ 若年子育て世帯の移住を促進し、人口構造が若返ること
 - ◎平成43(2031)年より毎年25組の家族移入(夫35-39歳、妻30-34歳、子(男1人)0-4歳、子(女1人)0-4歳の家族)

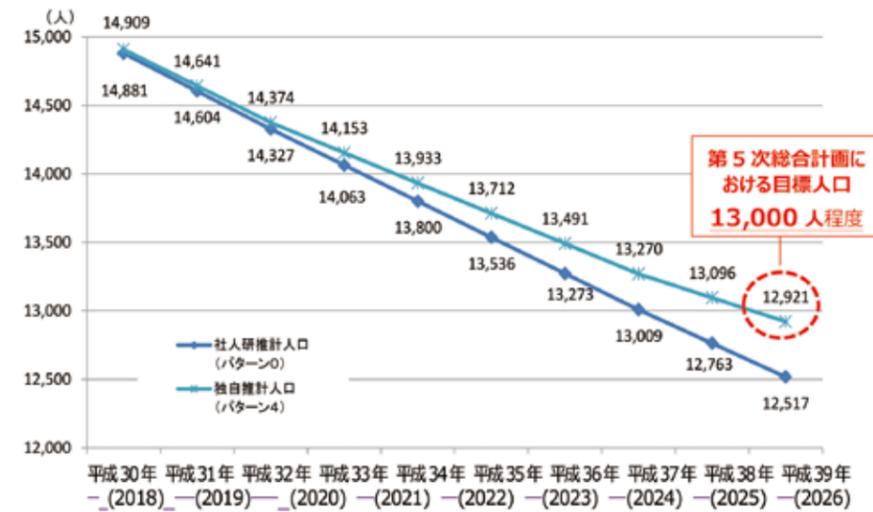
(2) 第5次総合計画における目標人口

第5次総合計画においても、垂水市人口ビジョンで目標とした「独自推計(パターン4)」の人口推移結果を採用します。

第5次総合計画の最終年である平成39(2027)年時、人口減少対策を講じない場合(社人研推計値・パターン0)の推計人口は12,517人、垂水市人口ビジョンで目標としている人口減少対策を講じた場合(パターン4)は12,921人と推計されています。

そこで、第5次総合計画では、最終年度である平成39(2027)年度における将来目標人口を13,000人とし、各人口減少対策の取組を推進させます。

第5次総合計画中の人口推移と将来展望 補足3



補足3

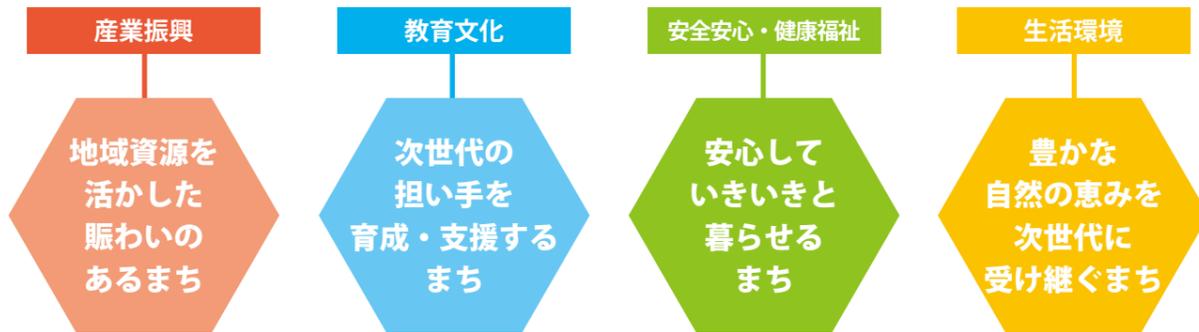
資料出典元

垂水市人口ビジョン以降、同様

	平成30年(2018)	平成31年(2019)	平成32年(2020)	平成33年(2021)	平成34年(2022)	平成35年(2023)	平成36年(2024)	平成37年(2025)	平成38年(2026)	平成39年(2027)
社人研推計人口 (パターン0)	14,881	14,604	14,327	14,063	13,800	13,536	13,273	13,009	12,763	12,517
独自推計人口 (パターン4)	14,909	14,641	14,374	14,153	13,933	13,933	13,491	13,270	13,096	12,921

2 まちづくりの各分野の目標

将来像を実現するためには、本市に必要な施策を見極め、着実に推進していくことが必要です。
そこで、各施策を体系的かつ効果的に展開していくため、次の4つをまちづくりの目標として設定します。



(1) 地域資源を活かした賑わいのあるまち（産業振興）

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、市民一人ひとりが持つ個性や能力を発揮することができる場を創出し担い手を育成していく必要があります。地域資源や地域特性を活かした産業振興を推進し、働く人と産品、その取組を市内外に積極的にPRを図ります。あわせて、働く環境を整備し、若者や転入者が地域に定着し、賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

(2) 次世代の担い手を育成・支援するまち（教育文化）

将来にわたって誇れるまちづくりを進めていくためには、家庭、地域、学校、事業者、行政などが一体となり、それぞれの立場から次世代を担う人材を育てていく必要があります。市民一人ひとりが地域の伝統文化を大切に守り、生涯にわたって学び、いきいきと暮らしながら、子どもを見守り、安心して産み育てられる環境づくりを推進し、多様な人材が集い、次世代を育成・支援するまちづくりに取り組みます。

(3) 安心していきいきと暮らせるまち（安全安心・健康福祉）

市民一人ひとりが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、地域が一体となって健康づくりのための環境、安全安心な環境を整え、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。これまでの経験を踏まえ、行政が多様な主体とともに、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための施策をさらに進め、いつまでも笑顔でいきいきと暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

(4) 豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち（生活環境）

豊かな自然は市民の誇りであり、この貴重な自然の恵みを確実に次世代に受け継いでいかなければなりません。自然環境と調和した快適で住みやすい生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を推進し、循環型社会の構築に地域が一体となって、環境にやさしいまちづくりに取り組みます。



Series of horizontal dashed lines for taking notes.

Promotion

第4章 / まちづくりの進め方

将来像の実現に向けて設定したまちづくりの目標を達成していくためには、どのような点に留意してまちづくりを進めていくのかを決めておく必要があります。そこで、次の3つの方策に基づいてまちづくりを進めていきます。

1

市民と行政の協働によるまちづくり

市民主体の考え方のもと、地域資源を活用したまちづくりを進めるためには、市民が郷土に誇りと愛着を持ち、地域の特性や課題などを共有しながら、自らがまちづくりの担い手であるという当事者意識を持ってまちづくりに参画し行動していく必要があります。また、市民と行政が互いの信頼関係を構築し、連携して課題に取り組んでいく「協働のまちづくり」が不可欠であり、振興会やNPOなどをはじめとする市民組織や若者・転入者、事業者、行政など多様な主体が互いに支え合い、補完しながら行動していくことが大切です。これまで培われてきた地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、市民が主体となっていく地域づくり活動を支援します。また、地域間の交流を促進するとともに、活動の中心的な役割を担う組織や人材の育成、活動拠点の充実等を図り、様々な協働の形をつくり行動します。

2

健全で安定した行財政運営の推進

市民と行政の協働のまちづくりのためには、市民の視点に立った行政運営が必要であり、市民への説明責任を果たすとともに透明性の確保を図ります。

また、4つのまちづくりの目標を達成するためには、その裏付けとなる財政の健全性の確保が必要であり、中長期的な財政見通しのもと、コスト縮減に努めるなど健全な財政運営を進めます。さらに、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスが提供できるよう、課題や市民ニーズを常に点検しながら行財政改革を推進するとともに効率的な組織機構の構築を図り、効果的かつ効率的に事業を推進します。

3

隣接市等との広域連携の推進

4つのまちづくりの目標は、本市のみで達成できるものではなく、関係する自治体や関係機関と協力、連携しながらより効果的に進めることが大切です。

このため、鹿児島市、鹿屋市、霧島市、始良市など近隣の自治体との連携を強化し、少子高齢化や人口減少などの課題に対応できるよう暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、大隅半島の玄関口としての機能の充実を図り、地域のさらなる魅力づくりを進めていきます。また、鹿児島大学、鹿児島国際大学、鹿屋体育大学といった県内の大学と連携し、健康長寿や子育て支援、人材育成といった地域課題の解決を図っていきます。

基本構想

将来像

九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水

地域住民がまちづくりの主役となり、地域間や世代間の垣根を越えた助け合い・支え合いの心を育みながら、市内9地区それぞれの地域の特性（彩り）を活かしたまちづくりを進めています。また、豊かな自然、歴史や暮らし、文化、伝統といった“地域の宝物”に包まれ、健やかな「心身」が保持されています。わたしたちが地域の中で支え合いながら、いきいきと明るい気持ちで暮らす姿は、次の世代を担う子どもたちの地域“愛”を育みます。地域全体で子どもを守り育てるとともに、地域資源を守りつつ、“地域の宝物”を増やし、暮らしやすく活気のあるまちをつくり、子どもたちへ未来の垂水をつないでいきます。

まちづくりの視点（基本理念）

将来像を実現するためには、市民、地域、事業者、行政などが協働でまちづくりに取り組む必要がある。以下の4つの視点でまちづくりを進めていく。



- 豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、製造品及びその生産技術、観光資源など、先人が守り育ててきた地域資源は、地域の宝物である。
- この宝物を市民、地域、事業者、行政等で掘り起こし、磨き活用する。



- 市民がまちづくりに主体的に参画し、行政は、市民がまちづくりについて自ら考え、行動できるような市政を推進する。
- 市民、地域、事業者、行政など多様な担い手が、各々の役割を分担し共に行動する。



- 地域の中で一人ひとりが生きがいをもって活躍し、地域全体で人を育てることは、地域を愛し、誇りに思う気持ちを育む。
- 家庭、地域、学校、事業者、行政などが力を結集し、次世代の垂水を担う人材を育成し、地域に住み続けられる環境を整える。



- すべての市民が、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らせることがまちづくりの基本である。
- いつまでも安心して暮らしていけるよう、みんなで協力し合い、共に支え合う。

まちづくりの進め方

- 1. 市民と行政の協働によるまちづくり**
市民が主体となる地域活動を支援し、活動組織や人材の育成、活動拠点の充実を図る。
- 2. 健全で安定した行財政運営の推進**
市民への説明責任を果たすとともに、コスト縮減に努め、行財政改革を推進する。
- 3. 隣接市等との広域連携の推進**
隣接市や関係機関等との連携を強化し、効果的に市民生活の利便性向上等を図る。

まちづくりの目標

目標人口 13,000 人
(平成 39 (2027) 年度)

1. 地域資源を活かした賑わいのあるまち
2. 次世代の担い手を育成・支援するまち
3. 安心していきいきと暮らせるまち
4. 豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち

第3部 前期基本計画

基本構想で
示した目標を
具現化するための
政策をご紹介します！

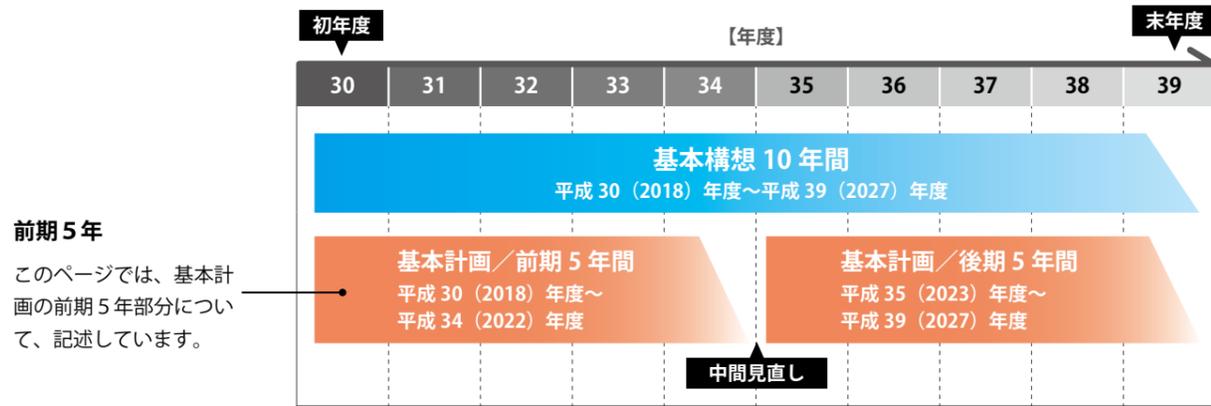


Prologue

序章 / 基本計画の策定にあたって

1 基本計画の趣旨と計画期間

基本計画は、基本構想に示すまちづくりの目標を具現化するために必要な政策を体系的に定めたものとなります。計画期間は、平成30（2018）年度を初年度とし、前期の期間を5年間、後期の期間を5年間とし、5年後に見直しを行うものとしします。



2 成果指標の設定 **ポイント** 27 政策から 9 政策に統合

第4次総合計画においては、27の政策について、その達成度を測るために参考指標を設定し、評価してきました。本計画では、まちづくりの各分野の目標（目指す姿）への達成状況を長期的に図る成果指標を設定し、また、限られた財源・人材を政策目標達成のために効果的・効率的に配置できるよう、9つの政策に統合しました。本市の将来像（長期効果）への進捗を長期的に図り、かつ、市民に政策の意義・目標を分かりやすく伝えるため、9つの政策とまちづくりの進め方、重点プロジェクト毎に考え方を示し、成果指標を設定しています。

3 重点プロジェクトの設定 **ポイント** 3つの重点プロジェクト

第4次総合計画後期基本計画においては、人口減少対策プロジェクトを本市の最重要課題として位置付け、民間活力を交えながら庁内横断体制で取り組んでおり、また、平成27（2015）年10月に策定した「垂水市人口ビジョン」及び「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「垂水市総合戦略等」という。）でも、本プロジェクトを推進しています。第5次総合計画前期基本計画においても「喫緊に取り組む必要がある」、「分野を特定できず、分野横断的な取り組みを要する」、「複数分野での取り組みにより相乗効果が期待できる」課題として、「まち・ひと・しごとの創生」、「健康長寿・子育て支援のまちづくり」、「シティプロモーションの推進」を重点プロジェクトと設定し、重要課題として強力に推進していきます。

4 政策体系図

第5次総合計画の政策体系図は以下のとおりとなっています。



Plan

第1章 / 分野別計画

1 産業振興／地域資源を活かした賑わいのあるまち

市場のグローバル化、消費者ニーズの多様化、国内市場の縮小という経済環境の中で、労働人口の減少が進行する本市の産業振興においては、担い手の確保及び産業の魅力向上が課題となっています。

経営基盤整備とともに、清らかに湧き出る水をはじめとする地域資源や地域特性を活かした商品開発、高付加価値化や販路拡大による産業振興とあわせて、若者や高齢者、子育て中の方、転入者等多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、働く場としての魅力を高め、地域のにぎわい創出に取り組めます。

(1) 農林水産業の推進

政策目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林業の振興については、経営基盤の安定及び効率化等に関する取組を進めるとともに、農地集約化や遊休農地等の活用、有害鳥獣対策等に取り組めます。また、6次産業化支援や農業法人化の推進、農業労働力不足解消に向け取り組むことで、農林業所得向上につなげていきます。 ● 水産業の振興については、経営基盤の安定及び効率化等に関する取組を進め、特に高付加価値化や販路拡大支援に取り組むことで、漁業所得向上につなげていきます。 ● 働く場としての魅力を高め、情報発信することにより担い手の確保・育成に取り組めます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業従事者の収入または生産額が向上しています。 ● 産品の高付加価値化が進み、販路が拡大しています。 ● 生きがいを持って農林水産業に従事しています。 ● 農林水産業に関する情報が発信され、農林水産業に対する関心が深まっています。 ● 地域の特性を活かした食育の推進、地産地消の取組が進んでいます。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	● 農地中間管理権の設定面積	5.7ha (平成28年度)	150ha (平成34年度)
	● 水揚量	13,943t (平成28年度)	15,337t (平成34年度)
	● 6次産業化事業件数(農林業)	3件 (平成28年度)	15件 (平成34年度)
	● 6次産業化事業者数(水産業)	8業者 (平成29年度)	10業者 (平成34年度)
	● 認定新規就農者数	7人 (平成29年度)	17人 (平成34年度)

※「(1) 農林水産業の推進」の続き

政策展開の方向	<h4 style="text-align: center;">農業の振興</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営基盤確立による経営規模の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設・設備等の整備、有害鳥獣の被害防止などに取り組めます。 ② 商品性向上や産地競争力を高める取組を支援し、生産技術向上や生産コスト低減など経営改善に必要な支援を行います。 ● 担い手の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 働く場としての魅力を高め、一次産業の魅力とあわせて情報発信することにより、女性や若者、移住者を含めた後継者、新規就農者の育成・確保に努めます。 ② 事業拡大の支援により、雇用を生み出します。 ● 産品の高付加価値化 <ul style="list-style-type: none"> ① 県の農林水産物認証取得の支援や新たな技術の導入により、安全安心なものを求める消費者ニーズに対応するとともに、農産物の高品質化を図ります。 ② 消費者ニーズを的確に把握した6次産業化を支援することで農産物の高付加価値化を進めます。 		
	<h4 style="text-align: center;">林業の振興</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 多面的機能の増進 <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関と連携し、森林の適正管理に向けた計画的かつ積極的な整備や主伐後の再造林の推進を通じて、森林の持つ多面的な機能の増進を図ります。 		
	<h4 style="text-align: center;">水産業の振興</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営基盤確立による経営規模の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ① 地元の水産業者との連携により国外輸出を推進し、販路の拡充を図ります。 ② 漁業施設整備に関し、国や県の事業を活用し整備に努めます(種子島周辺漁業対策事業等)。 ● 産品の高付加価値化 <ul style="list-style-type: none"> ① 未利用魚を利用した新たな商品開発等、6次産業化を推進します。 ② 認証取得や人工種苗導入等の支援を行い、安全安心な産品の生産を推進します。 ● 所得向上の取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 所得向上に向けた計画である「浜プラン」を確実に実行し、漁業者所得を5年で10%増額させるという計画目標に向けて支援を行います。 		
政策推進課	農林課・水産商工観光課	連携課	-
関連する個別計画	● 第2次垂水市食育・地産地消推進計画(平成28年度～平成32年度)		

(2) 商工業、観光の推進

政策目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●地元企業の経営基盤の安定化を図り、多様化・高度化する消費者ニーズに対応する魅力的な商品開発・高付加価値化、販路拡大を図るとともに、特色ある商店街形成に取り組みます。 ●地域資源やイベントの魅力向上と観光拠点等の整備と連携により受入体制を強化し、あわせて県都鹿児島市を結ぶ大隅半島の玄関口という地理的特性を生かした広域観光の推進を図り、本市の観光交流人口増加に取り組みます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●まちが活気にあふれています。 ●地域のふれあいを大切にした商業の育成により、市民生活の利便性が向上しています。 ●魅力ある観光地として情報が発信され、交流人口が増えています。 ●地元企業は、各企業のニーズに応じた育成支援策が受けられています。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	●空き店舗を活用した新規利用件数	0件 (平成29年度)	5件 (平成34年度)
	●観光入込客数	115万人 (平成28年度)	200万人 (平成34年度)
政策展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業者の育成・支援 <ol style="list-style-type: none"> ①市内事業者の経営安定化、商品開発や付加価値の向上、販路拡大に向けた支援を行うとともに、特産品の積極的なプロモーションに取り組みます。 ②市民の買い物の利便性向上や特色ある商店街の形成、空き店舗対策に取り組みます。 ●観光の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①イベントの魅力向上や各種ツーリズムの受入体制の充実、更に広域観光の推進を図りながら、積極的な情報発信やシティプロモーション <small>補足1</small> に取り組みます。 ②各種誘客事業や市産品の物産販売事業の強化につながる観光拠点の開発・整備を推進します。 		
政策推進課	水産商工観光課	連携課	農林課・企画政策課
関連する個別計画	-		

補足1 シティプロモーション

観光客増加・定住人口獲得、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動



MEMO欄

(3) 雇用環境の充実

政策目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の一次産品を生かした産業創出への支援や時代のニーズに合った創業支援、既存産業の振興に努め、多様な人材がそれぞれの状況にあった働き方ができる働きやすい環境整備に取り組みます。 ●いきいきと働く人と場を情報発信し、働く場としての垂水の魅力を高めます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●多種多様で、労働者の状況に合った柔軟な働き方ができる職場があります。 ●いきいきと働く人を中心とした情報発信がされ、働く場としての魅力が高まっています。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	●市内立地企業雇用者数 (正社員、パート合計) ※立地企業実態調査	681人 (平成29年度)	700人 (平成34年度)
政策展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●市内産業の振興と企業誘致の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①市内事業者の支援と事業者間連携の推進による産業の振興に取り組みます。 ②企業誘致の促進、既進出企業へのフォローアップにより、雇用創出・拡充を図ります。 ●就労の促進と多様な働き方の支援 <ol style="list-style-type: none"> ①高齢者や子育て世代、若者、移住者など多様な人材のニーズに応じた多様な就労形態が求められており、働き手のニーズを把握し、事業者や関係機関と情報共有を図りながら、連携し就労しやすい環境づくりを支援します。 ②市内で需要の高い職種を把握し、資格取得や技術習得支援により人材育成を促進するとともに、事業者と人材のマッチングにつなげます。 ③高校生の市内での就職に向けて市内事業者の特長や求人情報を高校生と保護者に分かりやすく周知します。 		
政策推進課	企画政策課・水産商工観光課	連携課	-
関連する個別計画	-		



MEMO欄

2 教育文化／次世代の担い手を育成・支援するまち

少子化、核家族化や高度情報化社会の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しています。家庭、地域、学校、事業者、行政などが一体となり、それぞれの立場から、子どもを安心して産み育てられる環境をつくり、自ら学び自ら考える「生きる力」を備えた次世代を担う人材を育てていく必要があります。

また、文化芸術やスポーツは、「人と人」、「人と地域」をつなぎ、楽しみや生きがいでなく、地域に対する誇りや愛着を育む力があることから、それらを日常的に楽しむことのできる環境をつくり、多彩な伝統文化の価値を共有し、保存・継承・活用を図ります。

(4) 子育て支援体制、学校教育の充実

政策目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期や子育て期に必要な情報提供のサポート体制の充実や子育て世帯の経済的な負担軽減、不安や負担の解消を図り、産み育てやすい環境づくりを進めます。また、子育て世帯が就労しやすい環境を整えるために、仕事と家庭の両立に向けた支援体制を推進します。 ●虐待等の早期発見・早期支援体制づくりに取り組みます。 ●学校・家庭・地域で連携し、教育環境づくりや学校教育の充実による学習意欲の向上を図り、将来の地域社会を担う人材育成に取り組みます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して子どもを産み、育てる環境になっています。 ●子どもたちが夢を持ち、いきいきと学んでいます。 ●家庭、学校、地域、職場の連携が強化され、垂水市全体で子育てを理解、支援しています。 ●施設・設備が整備され、良好な教育環境が保たれています。 ●子どもたちの活動の場の共有化が図られ、健やかに成長しています。 ●垂水高校が「地域に貢献し、地域に支えられる高校」となっています。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	●病児・病後児保育所の設置箇所数	0か所 (平成29年度)	1か所 (平成34年度)
	●将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学5年 84.9% 中学3年 66.7% (平成29年度)	小学5年 90.0% 中学3年 70.0% (平成34年度)
	●市立小中学校校舎における非構造部材の耐震化(外壁改修)	小学校 87.5% (平成29年度) ※中学校 実施済	小学校 100.0% (平成34年度) ※中学校 実施済
	●市立小中学校の消防法適合化 ※消防法第17条 ※消防法施行令第21条	小学校 50.0% (平成29年度) ※中学校 実施済	小学校 100.0% (平成34年度) ※中学校 実施済

※「(4) 子育て支援体制、学校教育充実」の続き

成果指標	指標	基準値	目標値
	●地区公民館の利用者数	21,295人 (平成28年度)	20,000人 (平成34年度)
政策展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て環境の整備・支援と母子保健の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもを安心して産み育てられるように、産前・産後の医療・相談体制の拡充や家事支援、親同士がつながる場の創出等、母と子の保健・医療の充実を図りつつ、心理的・経済的負担の軽減を図ります。 ②保護者、地域、学校ぐるみで、見守り・子育ての環境づくりを進めます。 ●生きる力を育む質の高い教育の推進と青少年の健全育成 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもに、知・徳・体の調和がとれ、未来を切り拓く生きる力を育むため、自ら学び磨き高めあう授業づくりに努めます。 ②安全安心な教育環境と、教育内容に応じた教具・教材、ICT関連整備の充実を図ります。 ③幼児期から高校までの各ライフステージに応じ、各教育機関が相互に連携・補完しながら、一人ひとりにあった教育を推進します。 ④垂水高校支援については、経済面での支援を継続するとともに、情報発信によるイメージアップを図っていきます。 		
政策推進課	福祉課、保健課 社会教育課、学校教育課 教育総務課	連携課	-
関連する個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●垂水市教育振興基本計画(平成27年度～平成31年度) ●垂水市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度) ●健康たるみず21(平成27年度～平成34年度) 		

MEMO 欄

3 安全安心・健康福祉／安心していきいきと暮らせるまち

市民一人ひとりが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、地域が一体となって健康づくりのための環境、安全安心な環境を整え、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

市民の自助・共助（互助）意識の醸成とともに、地域の協働・連携体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。また、地域の保健・医療・介護、福祉の施策をさらに進め、誰もがいつまでも笑顔でいきいきと暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

(6) 保健・医療・介護、障害者（児）福祉の充実

政策目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民同士の交流を深め、ともに支え合う地域づくりを進めていくとともに、保健・医療・福祉の連携をより強化し、地域住民の健康増進に向けた取組を今後もさらに推進していきます。 ●垂水中央病院は、地域の中核的病院として、また本市内における唯一の有床医療機関としての機能を堅持し、地域で担うべき医療、地域に必要な病床数も含めた医療提供体制を確保します。 ●市内の医療機関及び鹿児島市や肝属圏域の基幹病院との連携を強化し、救急搬送される一次・二次救急患者の受入体制を整備します。 ●地域包括ケアシステムの推進及び老人保健・介護施設、訪問看護ステーション等との地域医療・介護連携を円滑に機能させます。 ●「障害者等の自立と社会参加」の実現に向け、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが健康で生きがいを持ちながら、充実した生活を送っています。 ●地域医療・介護体制が充実され、誰もが安心して医療・介護サービスを受けています。 ●高齢者等への多面的な支援体制が充実し、住み慣れた地域の中で安心して生活できています。 ●障害者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加できる環境が整っています。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	●特定健診の受診率	48.7% (平成 28 年度)	60% (平成 34 年度)
	●要介護認定率の県平均との差	県平均認定率より - 1.3% 市 18.6%⇔県 19.9% (平成 29 年度)	県平均認定率より - 2.5% (平成 34 年度)
	●障害者等の 就労移行支援利用者数	5人 (平成 28 年度)	8人 (平成 34 年度)
	●健康増進事業（健康教育・健康 相談・訪問指導）の参加状況	1,996人 (平成 28 年度)	2,000人 (平成 34 年度)

※「(6) 保健・医療・介護、障害者（児）福祉の充実」の続き

政策展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりの推進と医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①若いうちから健康づくりに関心を持ち、自分の体と心の状態を把握するため特定健診や特定保健指導など利用しやすい体制づくり（ポピュレーションアプローチ^{補足2}）を推進するとともに、食事や運動を活用した健康づくりを推進します。また、保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいて、レセプトや健診結果等のデータを活用した生活習慣病対策を進めます。 ②市民が安心して地域で医療・介護が受けられるよう、地域にあった医療体制を確保します。 ●介護予防、生きがいつくりの推進と居宅サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者が地域で安心していきいきと生活できるよう、地域での見守り・助け合いの活動を支援するとともに、積極的な社会参加を促します。 ②誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう訪問・通所介護など居宅サービスの確保を図るとともに、介護老人福祉施設やグループホームなど、施設・居宅系サービスの充実に努めます。 ●障害者等福祉の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①障害者等の社会参加の促進や家族の負担軽減等を目的とした、障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図るとともに、障害者等の就業機会の確保や事業所への啓発等、障害者等の就労環境の整備及び充実に図ります。 		
政策推進課	保健課・福祉課	連携課	市民課・社会教育課
関連する個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●垂水市障害者計画（平成 27 年度～平成 32 年度） ●垂水市障害福祉計画・垂水市障害児福祉計画（平成 30 年度～平成 32（2020）年度） ●垂水市地域福祉計画（平成 29 年度～平成 33 年度） ●垂水市スポーツ推進計画（平成 26 年度～平成 35 年度） ●垂水市第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～平成 32 年度） ●垂水市保健事業実施計画（平成 30 年度～平成 35 年度） ●健康たるみず 21（平成 27 年度～平成 34 年度） 		

補足2 ポピュレーションアプローチ
 集団全体に対する働きかけを行い、集団全体の健康状態を向上させる手法



4 生活環境／豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち

本市の美しい自然と環境、自然の恵みを確実に次世代に引き継いでいかなければなりません。環境美化意識の向上や環境保全に取り組み、循環型社会構築に対して、市民総ぐるみで理解を深め、行動につなげます。

また、自然環境と調和した快適で住みやすい、住宅や公園、交通ネットワーク、水道、景観といった生活環境の整備を推進します。

(8) 自然環境の保全、循環型社会の構築

政策目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代に美しい自然と環境を引き継いでいくために、環境美化意識の向上や河川、海の環境保全に取り組みます。 ●地域省エネルギー政策、再生可能エネルギー政策の充実と3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの循環型社会構築に対して、市民総ぐるみで理解を深め、行動するよう取り組みます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境が良好な状態で保全され、次世代に継承されています。 ●市内全域でごみ分別が適正になされ、廃棄物が適正に処理されています。 ●再生可能エネルギーが広く活用されています。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	●汚水処理人口普及率	58.0% (平成28年度)	78.1% (平成34年度)
	●環境美化活動の参加人数	2,429人 (平成28年度)	現状維持 (平成34年度)
	●廃棄物の資源化率	51.1% (平成28年度)	61.1% (平成34年度)
	●再生可能エネルギー施設立地件数	1件 (平成29年度)	3件 (平成34年度)
政策展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①美しい自然環境保全に向け、ごみの不法投棄を防止し、市民の環境美化に関する意識の向上と活動の推進を図ります。 ●生活排水処理対策と河川、海の水質保全の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①合併処理浄化槽設置の支援と普及を促進するとともに、市民への生活排水の適正な処理の重要性について啓発活動を推進します。 ●ごみ処理対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの分別方法の周知等を更に推進し、ごみの排出抑制と再資源化に努めます。 ●省エネルギー、再生可能エネルギーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ①省エネルギーの導入、再生可能エネルギーの制度について情報把握に努め、市民や事業者のエネルギーに対する理解・意識の向上を図るとともに、関連する設備導入を推進し、市民生活への普及を図ります。 		
政策推進課	生活環境課・企画政策課	連携課	—
関連する個別計画	●垂水市環境基本計画（平成28年度～平成37年度）		

(9) 住環境（公園、住宅、道路等）、景観の整備

政策目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●都市の発展の基礎となる道路・交通体系などの基盤整備と住宅、公園など市民生活に密着した快適な居住環境の整備を進めます。 ●水道は、市民生活における重要なライフラインのひとつであり、経済活動や社会的な活動を支える非常に大切な施設です。今後も市民に「安心」な水を「安定」して「継続」的に供給できるように施設機能の維持を図っていきます。 ●桜島、錦江湾、高隈山系などの自然景観や田園風景さらには市街地や町並みなど、市民と一体となった本市の良さを生かした景観保全に取り組みます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路や生活道路、橋梁等が整備され、円滑な移動と交通の安全が確保されています。 ●住みやすい住環境が整備され、誰もが快適に暮らしています。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	●乗合タクシー利用割合（路線市民アンケート）	30.0% (平成29年度)	40.0% (平成34年度)
	●橋梁長寿命化事業の実施橋梁数	—	15箇所 (平成34年度)
	●運動施設利用者数（再掲）	100,938人 (平成28年度)	120,000人 (平成34年度)
	●公営住宅の建替戸数	—	28戸 (平成34年度)
	●水道事業有収率	86.8% (平成28年度)	90.0% (平成34年度)
政策展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●快適な居住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①既存住宅の耐震性向上を図ります。 ②豊かな自然や地域の特性、地域振興計画等も踏まえ、多様なニーズに対応した快適で利用しやすい公園の整備・維持管理に努めます。 ③空き家の発生抑制と空き家の所有者に対して適正管理を促します。また、周辺の生活環境に影響を及ぼす空き家については所有者へ解体・撤去に努めるようお願いするとともに、利用できる空き家については、空き家バンクへの登録を進め、移住・定住推進に活用します。 ④今後老朽化する公共施設について、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を作成し、施設の機能強化を図るとともに、トータルコストの縮減・平準化に努めます。 ⑤耐用年限を超過している老朽化が著しい公営住宅の建替えによる安全性確保に努めます。 ⑥効率的な水道施設の再構築のため、施設の計画的更新や耐震化を図ります。 		

2 健康長寿・子育て支援のまちづくり

プロジェクトの経緯と考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで実施してきた市民満足度調査から、健康長寿・子育て支援の充実に対する市民ニーズが高くなっています。そこで、平成29年度から鹿児島大学と連携し、「健康長寿・子育て支援」に関する課題解決の取組を進め、健康長寿・子育て支援の新しいモデルケースを目指しています。 ●垂水中央病院、鹿児島大学、行政の3者を中心に、様々な専門家（多職種）が連携し、世代を問わず市民一人ひとりが健康について意識し、食事や運動などの健康づくり活動に取り組みとともに、助け合いながら地域でいきいきと暮らし、健康寿命 <small>補足2</small> を延ばすことができる元気なまちづくりに取り組みます。 		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組み、バランスの取れた食生活や運動などの生活習慣が定着し、健康寿命が伸びています。 ●市民が地域の中で健康に活躍でき、安心して暮らし続けることができている。 		
成果指標	指標	基準値	目標値
	●「たるみず元気プロジェクト」参加者数	380人 (平成29年度)	1,500人 (平成34年度)
	●健康寿命 ※国民生活基礎調査に基づく国の算定値 ※出典：健康かごしま21	男性71.14年 女性74.51年 (鹿児島県)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (平成34年度)
プロジェクト展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●健康課題の見える化（研究事業） <ol style="list-style-type: none"> ①鹿児島大学を中心としたチーム（医科、歯科、薬科、運動、栄養、認知症、医療費・介護給付費などのデータ分析）による本市の高齢者を対象とした健康チェック事業を推進し、本プロジェクトの土台である一人ひとりの健康に関する課題の見える化を行います。 ②母子保健・学校保健情報等を含めた市民の健康に関するデータベースを構築し、分析することにより、関係機関で課題を把握、共有します。 ●健康教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①講習会や相談会、健康教室等、ライフステージに応じた健康教育・食育を推進します。 ②地元特産品を活用した健康食、フレイル <small>補足3</small> 予防食の開発、普及を図ります。 ●活動・スポーツの推進 <ol style="list-style-type: none"> ①老人クラブや垂水市社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン等での運動・スポーツ・認知症予防教室等を推進し、高齢者が日ごろから自身の健康づくりに取り組める環境づくりに取り組みます。また、男性でも参加しやすい講座など、内容を工夫するとともに、民生委員等と連携しながら、より多くの市民が参加し交流できるように取り組みます。 		

※「2 健康長寿・子育て支援のまちづくり」の続き

プロジェクト展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ②子どもから大人まで、特に子育て世代が参加しやすいスポーツイベントの開催により、子どもの頃からスポーツを継続して楽しむ運動習慣をつくり、親世代も健康的な生活習慣を確立し自ら実践できる機会・場の提供に取り組みます。 ●参加促進の仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> ①「健康づくり・社会参加」事業に参加した市民に、市内で使用できる買い物券と交換できるポイントを付与することにより、より多くの市民の参加促進を図ります。 ●地域資源の活用 <ol style="list-style-type: none"> ①地元の農水産品を活用した健康食の開発・普及を図り、「健康長寿のまち・垂水」を地元特産品とあわせてPRします。 ●子育て支援 <ol style="list-style-type: none"> ①産前・産後の医療・相談体制の拡充や経済的負担の軽減を図ります。 ②子どもが安心して運動できる施設整備や、親子で参加できるスポーツ大会等の開催を推進します。 ●生活支援 <ol style="list-style-type: none"> ①地域にあった移動手段を確保し、自家用車を持たない市民でも安心して移動し、積極的に外出できる生活支援交通ネットワークの整備を図ります。 ●医療・介護体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> ①地域の実態とニーズにあった医療・介護サービスの内容と提供方法を検討し、医療・介護サービス過疎地域の解消に向け取り組みます。 			
政策推進課	保健課	連携課	全課	

補足2 健康寿命
日常生活に制限のない期間

補足3 フレイル
加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像



Appendix

総 合 計 画 資 料 編

ここでは、第5次垂水市総合計画を策定における審議会委員や条例、経過などの資料をまとめています。

1 垂水市総合開発審議会 委員名簿

(1) 鹿児島大学推薦委員

	区分	委員名	団体名等
1	学識経験者	大石 充 (おいし みつる)	鹿児島大学病院／副院長
2	学識経験者	佐野 雅昭 (さの まさあき)	鹿児島大学水産学部／教授
3	学識経験者	前田 晶子 (まえだ あきこ)	鹿児島大学教育学部／准教授
4	学識経験者	小栗 有子 (おぐり ゆうこ)	鹿児島大学法文学部／准教授

(2) 垂水市／市長推薦委員

	区分	委員名	団体名等
5	行政	岩元 明 (いわもと あきら)	前垂水市副市長
6	地域づくり	宮下 直弥 (みやした なおや)	大野地区青年部長
7	教育・文化	川崎 あさ子 (かわさき あさこ)	NPO 法人まちづくり垂水 「垂水文行館」館長 垂水市観光協会観光推進部長
8	子育て	井之上 瞳 (いのうえ ひとみ)	子育て支援センター支援員
9	防災・安心	小牟田 哲司 (こむた てつじ)	新城地区自主防災組織会長 垂水市民生員協議会会長
10	住民代表	川畑 博海 (かわばた ひろみ)	会社社長

◎備考

(1) 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。(2) 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者

2 垂水市総合開発審議会条例 (昭和 49 年 3 月 29 日条例第 14 号)

(設置)

第1条 垂水市の総合的な開発並びに振興発展に必要な事項について、審議するため、垂水市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次の事項について審議する。

- (1) 垂水市総合開発計画に関すること。
- (2) 垂水市の振興発展に関する基本的な事項で、総合開発計画に密接な関係を有する事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、必要の都度、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故あるとき又は、会長及び副会長がともに欠けたときはあらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 会長及び委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、垂水市報酬及び費用弁償条例（昭和 44 年条例第 9 号）に定めるところによる。

(事務の処理)

第8条 審議会の事務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

この条例は、計画策定時点のものです。

3 第5次垂水市総合計画策定の経過

平成 28 年	
▶ 9月20日	第2回政策調整会議 第5次垂水市総合計画策定方針（案）について
▶ 10月11日	第6回垂水市経営会議 第5次垂水市総合計画策定方針（案）について
▶ 11月11日	第3回政策調整会議 第4次垂水市総合計画検証結果報告書作成に係る検証作業について
▶ 12月7日	第4回政策調整会議 第4次垂水市総合計画検証結果報告書（案）について
▶ 12月9日	第15回垂水市経営会議 第4次垂水市総合計画検証結果報告書（案）について
平成 29 年	
▶ 3月17日	市議会全員協議会 第4次垂水市総合計画検証結果報告書について
▶ 5月16日	第1回政策調整会議 第5次垂水市総合計画策定の取組について
▶ 6月15日～6月30日	まちづくり中学生アンケート実施 対象者数（垂水中央中学校1年～3年生279名）
▶ 6月15日	第5次垂水市総合計画公開講座の職員向けファシリテーション研修 職員47名参加
▶ 6月25日	鹿児島大学公開講座「新しい総合計画づくり」～医療・介護体制の充実～ 参加者数（市民40名・職員27名）
▶ 7月9日	鹿児島大学公開講座「新しい総合計画づくり」～働く環境の充実～ 参加者数（市民37名・職員25名）
▶ 7月11日	鹿児島大学公開講座「新しい総合計画づくり」～垂水高校生ワークショップ～ 参加者数（垂水高校3年生34名）
▶ 7月23日	鹿児島大学公開講座「新しい総合計画づくり」～子育て支援策～ 参加者数（市民31名・職員36名）
▶ 8月1日	第2回政策調整会議 第5次垂水市総合計画 基本構想（骨子案）等について ※骨子案とは、計画の概要やポイントのみを示したもの（以下、同様）
▶ 8月4日	第11回垂水市経営会議 第5次垂水市総合計画 基本構想（骨子案）等について
▶ 8月18日	第1回垂水市総合開発審議会 総合開発審議会の役割について 第5次垂水市総合計画策定・今後のスケジュールについて

▶ 8月30日	第3回政策調整会議／第14回垂水市経営会議 第5次垂水市総合計画 基本構想（素案）について ※素案とは、パブリックコメント制度に付する案（以下、同様）
▶ 9月1日	市議会全員協議会 第5次垂水市総合計画の策定状況について
▶ 9月11日	第2回垂水市総合開発審議会 第5次垂水市総合計画 基本構想（素案）への諮問
▶ 9月15日～10月16日	パブリックコメント実施 第5次垂水市総合計画基本構想（素案）
▶ 10月3日	第3回垂水市総合開発審議会 第5次垂水市総合計画 基本構想（素案）の策定スケジュール変更 第5次垂水市総合計画 基本構想（素案）の意見確認一覧について
▶ 10月15日	鹿児島大学公開講座「新しい総合計画づくり」フォローアップ公開講座 参加者数（市民30名・職員28名）
▶ 11月7日	第4回垂水市総合開発審議会 第5次垂水市総合計画 基本構想（素案）に対する答申
▶ 11月9日	第4回政策調整会議 第5次垂水市総合計画 基本構想（最終案）について ※最終案とは、垂水市経営に付する案又は決裁前の案（以下、同様）
▶ 11月10日	第18回垂水市経営会議 第5次垂水市総合計画 基本構想（最終案）について
▶ 11月30日	第5次垂水市総合計画 基本構想案上程
▶ 12月22日	第5次垂水市総合計画 基本構想案議決

平成 30 年	
▶ 1月15日	第5回 政策調整会議 第5次垂水市総合計画 基本計画の策定について
▶ 2月5日	第6回政策調整会議／第22回垂水市経営会議 第5次垂水市総合計画 前期基本計画（素案）について
▶ 2月6日～3月8日	パブリックコメント実施 第5次垂水市総合計画 前期基本計画（素案）
▶ 2月16日	第5回垂水市総合開発審議会 第5次垂水市総合計画 前期基本計画（素案）への諮問
▶ 3月14日	第7回政策調整会議 第5次垂水市総合計画 前期基本計画（素案）の修正案について
▶ 3月16日	市議会全員協議会 第5次垂水市総合計画 前期基本計画の策定状況について
▶ 3月22日	第6回垂水市総合開発審議会 第5次垂水市総合計画 前期基本計画（素案）に対する答申
▶ 3月26日	第8回政策調整会議／第26回垂水市経営会議 第5次垂水市総合計画 前期基本計画（最終案）について

4 基本構想（素案）に対する答申

平成 29 年 11 月 7 日

垂水市長 尾脇 雅弥 殿

垂水市総合開発審議会
会長 大石 充



第 5 次垂水市総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成 29 年 9 月 11 日付け垂企第 3050 号で諮問のありました第 5 次垂水市総合計画基本構想（素案）について、慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと思われま

す。なお、審議の過程において、別紙のとおり意見がありましたので、その趣旨を出来る限り反映させるようお願いいたします。

（別紙）

第 5 次垂水市総合計画基本構想（素案）に対する意見

1. 策定の考え方及び策定プロセスについて

- ① 公開講座を活用した策定プロセスについては、第 4 次垂水市総合計画の検証結果を踏まえたテーマ設定となっており、質の高い講座運営がなされたことは評価できる。さらに、高校生向け公開講座、中学生向けアンケート等の次世代の声を取り入れたことも高く評価できる。しかし、幅広い市民の意見を確認するという視点では、地域・年齢・性別・開催時期・開催回数等、より多様な住民の参加が望まれることからさらなる工夫が必要と考えられること。
- ② 基本構想（素案）に対するパブリックコメントの結果において、意見提出者がなかったことは、市民参画の視点から課題があると考えられるので、その原因を分析し、制度の周知及び運用について改善が必要と思われること。
- ③ 市民とともにまちづくりを進めていく機運を高めるためにも、公開講座の内容を共有するための工夫等、効果的な情報発信が必要と思われること。

2. 基本構想（素案）の内容について

- ① 市民参加による公開講座では、垂水市のまちづくりにつながる多くの意見が出され、報告書としてとりまとめられたことから、さらにポイントやまとめを整理し、基本構想に反映すること。
- ② 将来を担う中学生や高校生を一市民として位置づけ、まちづくりアンケート調査や公開講座を実施したことは評価できる。当事者意識を高めるためにより多くの中学生や高校生の意見や要望を計画の中に記載すること。

3. 基本計画の策定について

- ① 基本構想を忠実に実現するための基本計画を策定すること。
- ② 公開講座やアンケートで出された意見やアイデアをできる限り基本計画に反映するよう努めること。
- ③ 人口減少対策については、重要な課題であることから、有効な施策展開を行えるよう努めること。
- ④ 9 地区で策定された地域振興計画をさらにまちの発展に繋げていくために地区と地区の連携を促進するよう努めること。

5 前期基本計画（素案）答申

平成 30 年 3 月 22 日

垂水市長 尾脇 雅弥 殿

垂水市総合開発審議会
会長 大石 充



第 5 次垂水市総合計画前期基本計画（素案）について（答申）

平成 30 年 2 月 16 日付け垂企第 5630 号で諮問のありました第 5 次垂水市総合計画前期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと思われまます。

なお、審議の過程において、別紙のとおり意見がありましたので、その趣旨を出来る限り反映させるようお願いいたします。

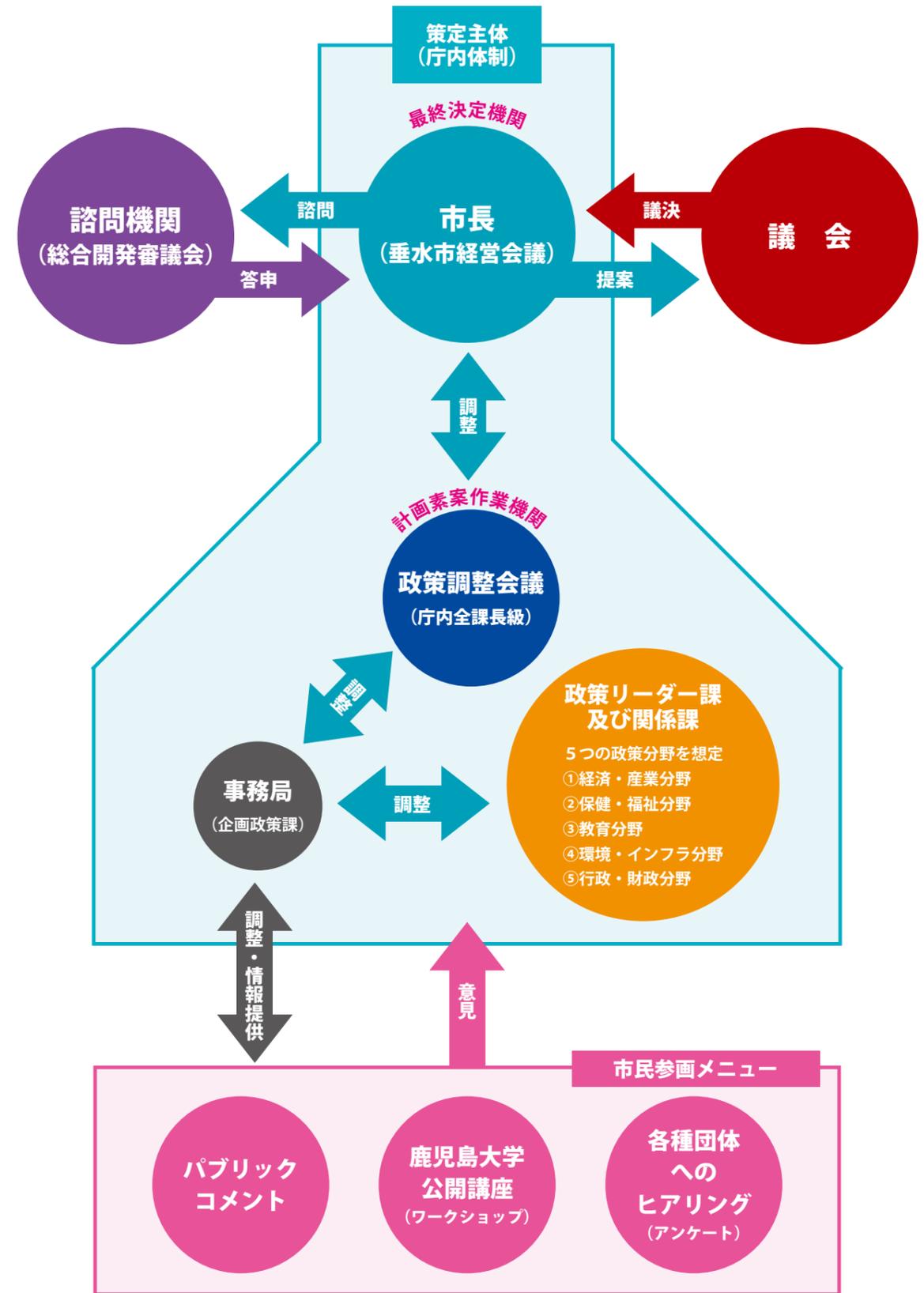
(別紙)

第 5 次垂水市総合計画前期基本計画（素案）に対する意見

1. 前期基本計画を進めていくうえで、次の点に留意されたい。

- (1) 前期基本計画に定めた成果指標の進捗度合いを、しっかりと検証し、その結果を、市民に分かりやすいように周知していくこと。
- (2) 人口減少・少子高齢化が進んでいく中では、市民と協働したまちづくりが大切であるため、市民が積極的に行政運営に参加できるような工夫に努めていくこと。
- (3) 重点プロジェクトにおいては、従来の縦割り行政では課題解決が困難となっているので、政策間の連携を強化して事業推進していくこと。

6 垂水市総合計画策定体制イメージ図



まちづくりは 新たな10年へ

こっちは
表紙じゃないよ。
裏表紙だよ。



5th Tarumizu City Master Plan [ORANGE BOOK]

◎発行・編集／垂水市（企画政策課） ◎〒 891-2192 鹿児島県垂水市上町114 ◎電話／0994-32-1111

※本紙は、第5次垂水市総合計画の「完全版」です。「概略版」は、表紙ロゴが「青色」の「BLUE BOOK」をご参照ください。